

教護院の発展過程と実態に関する一研究

松 本 武 子 - 宮 沢 ま ち
橋 本 泰 子 - 原 口 文 子
岩 本 ミ チ

目 次

まえがき

1章 教護事業の変遷

1. 感化法以前（監獄則・改正監獄則）
2. 感化法時代
3. 少年教護法時代
4. 児童福祉法時代

2章 教護院入所児童の実態

1. 入所措置経路
2. 入所児童の実態

3章 教護事業の現状下における課題

1. 収容形態と勤務体制
2. 学習指導
 - (1) 学習指導の変遷
 - (2) 学習指導の実態
 - (3) 学習指導体制の問題点

参考文献・資料

まえがき

本研究は犯罪社会学会の「近代化と犯罪統制に関する研究」の一環として行なったものである。教護院は現在国公私立58施設ある。

本研究においてまずわれわれは監獄則制定より教護院設置にいたる教護事業の発展過程を明らかにした。次に教護院の実態については全国教護協議会発行「教護事業60年」、厚生科学研究所「全国教護院勤務職員待遇実態調査」ならびに「教護院における学科指導のあり方について」、その他の資料によって研究したのち、形態や傾向のかわる諸施設の訪問調査を行なった。訪問した教護院は次のものである。

国立武藏野学院

東京都立誠明学園

東京都立萩山実務学校

千葉県立生実学校

京都府立渕陽学校

静岡県立三方原学園

長野県立波田学院

宮城県立さわらび学園

教護院の実態については、本報告を3項目に限定して述べている。第1は教護院入所児童についてその特質とみられるものについてである。教護院児はその家庭環境において、一般家庭児童と異なる点が多くあり、その知性、性行についても特記すべき点がみ出された。

第2には、教護院の収容形態と職員の勤務体制に関し、第3には児童の学習指導について、全国58教護院の実態を資料ならびに訪問調査により比較検討した。詳細は第3章に述べているが、全国58の教護院はそれぞれの収容形態ならびに勤務体制を以って児童の生活指導をなし、それぞれの学習指導の方法をもって知的教育を行なっている。これらの3点について何れの形態がよいか、何れの方式をとるべきかについての決定的見解を、現在の時点においてわれわれはもち得ない。それらを明らかにするには時の経過をもしながらさらに精密な調査が必要であろうし、ひろく各地方公共団体における行政施策、地域環境、ならびに人的的資源等の関連のもとにきめ細かに検討することが不可決であろう。たとえば学習指導について分校方式をとったにしても、学校側のstaffと生活指導の教護・教母との関係が真に円滑な交流を欠くなれば児童の育成に望ましい成果をもたらすとは思われない。職員の勤務体制にても夫婦制がよいか交替制がよいか、各教護院内のstaffの力動的関係がとられ職員の質的向上が考えられない限り、何れがよいか簡単に正確な答えは出ないであろう。

ただ一つ、われわれが実態調査によって明らかに見出したことは、何れの形態であれ、何れの方式であれ教護事業の成果は、教護児童の教化指導のため、このみち一筋に努力してきた職員におうているということである。訪問した諸施設にわれわれは必ずこのような人の存在を知った。教護院の職員の生活は「児童の生

存権を守るために」というような論義を越えた、直情的な愛と知恵による児童ひとりひとりとの闘いの日々である。偉大なる提唱者によって、監獄則から児童福祉法による教護院への展開過程がなされたように、現在も偉大なる貢献によって問題行動をもった子どもらの教護育成がなされていることをわれわれは知らなければならない。今後さらに問題点の究明と施策の検討が積まれ、よりよい教護事業の発展があらんことを切に念じてこのささやかな研究を報告する。なお、本研究に際して協力をうけた上記諸施設ごとに多くの資料の提供をうけた国立武蔵野学院に深く感謝の意を表する次第である。

1章 教護事業の変遷（感化法・少年教護法・児童福祉法を中心に）

少年犯罪者や少年非行者の処遇の跡をたどると、どこの国でも、最初は成人と少年の間に、処遇上の差別を設けず、幼年者を成人者を収容する監獄に入れ、その取扱方法も、全く区別が無いこともあった。その後刑事思想や教児思想の発達に促がされて、ようやく処遇差別の必要が認められたのは18世紀以後のことであり、法制の発達を見たのは、児童観の相当進んだ19世紀末葉以後のことである。我が国の少年教護事業に最も大きな影響を与えたものは、イギリスのレッドヒル感化院、フランスのメットレー農業コロニー等であるが、レッドヒルもメットレーも、実は1833年ドイツでエマヌエル・ウイッヘルンが創めた「ラウエス・ハウス」に倣っているのである。

1. 感化法以前（監獄則・改正監獄則）

いつの時代から少年の為の施設・若しくわ特別処遇の方法が講ぜられたかは不明であるが、少くとも我が国の史実によれば、明治5年、太政官達第378号を以て発布された監獄則は明らかに区分しようとする傾向を示している。同法第10条に「……界区ヲ別チ、他監獄ト往来セシメズ罪人ヲ遇スル他監ニ比スレバ稍々寛ナルベシ。20才以下懲役満期ニ至リ悪心未だ悛マラザル者或ハ貧妻嘗生ノ道ナク、再ビ惡意ヲ挾ムノ嫌アル者ハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ嘗生ノ業ヲ勉励セシム。20才以上ト雖モ逆意殺心ヲ挾ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ゲ尚此監ニ留ム、平民其子弟ノ不良ヲ憂ウルモノアリ此監ニ入レンコトヲ請フモノハ此ヲ聽フ」と規定され、区画を設けたとはいっても監獄の中に懲治監を設け、刑罰を受けた者とそうでない非行児を区

別しないで入監させたり、受刑者の段階処遇としてこの懲治監を利用したりしているのである。その処遇の方針においても、一般犯罪者に対する同様応報懲戒の原則は変わなかった。なお、監獄則の発布された年に浮浪者の保護救済を目的として渋沢栄一は、東京に養育院を創造しているが、収容された者の中には15才未満の児童がかなりいたようで、筆算所を設けて教育したとある。

その後、明治14年太政官達第81号、改正監獄則第21条ではかなり進歩して、満16才未満の者と16才以上の者の同房を別にし、又満16才以上20才未満にして再び懲治場に入ったものと、同上の年令で初めて入場する者をも区界を設けることになった。これは少年犯罪者無差別処遇の情態から漸次分化的発展を示した。16才未満の者については、12才未満の犯罪者は、犯罪無能力者として扱われたが、8才以上で重罪に該当する場合、16才を超えない期間を懲治場に留置できた。その矯正方法として、教誨、読書算術、農業、工業等の実科を課したが、応報懲戒の根本思想は依然として変わなかった。その後、外来思想の影響、刑事思想の変遷、道徳的、宗教的思想の影響等により、犯罪者に対する心的態度や、実際的処遇の上に、漸次変革が起り、殊に少年犯罪者に対しては感化院が次々と設立された。明治17年、池上雪枝、大阪天満天神附近の自宅において不良少年の保護に着手。明治18年、高瀬真卿・予備感化院を設立（我が国で感化院という名称が使用された最初である）。明治19年、千葉感化院。明治21年、岡山感化院。明治22年、京都感化院。明治24年、高松感化保護院、広島感化保護院。明治30年、三重感化院。明治32年、広島感化院、阿波国慈院、静岡自営館、教護事業の実質的元祖と言われる留岡幸助、家庭学校を創立。

2. 感化法時代

（1）感化法制定前後

教護事業が法制的に体系化されたのは、明治33年感化法制定以来であるが、感化事業は、前述のとおり明治18・9年頃より徐々に発達してついに感化法制定の時がきたのである。アメリカの少年裁判法

（The Illinois Juvenile Court Law）は1899年に制定され、ドイツの保護教育法（Fursorgecrzichungegesetz）は1900年に制定されているから、この頃は世界的にも法制化の時代であったようにも思われる。

感化法は明治33年法律第37号をもって公布された。刑罰懲治の観念を離れて行政処分とし、教育の方針によって非行少年を取扱おうとしたもので、画期的処遇であったことはいうまでもないが、感化院送致の決定を主として地方長官に委ねてある点は、諸外国の立法に見られない我国独自のものであった。しかしその骨子は、イギリスの実業学校法(Industrial School Act 1856年)の思想が、かなり影響しているようである。又、感化法の議会通過に大きな役割をつとめた一つの動機は、東京本郷区春木町を中心として千数戸を壊滅した大火である。その原因は花村新六という14才の浮浪児が、銀貨50銭を貰って放火したのである。損害は当時で百数十万円、非行少年収容保護の必要性が実感として議員諸公に迫ったのである。感化法案は時の内務大臣西郷従道候爵、監獄局長大久保利武氏の下に、内務省参事官窪田静太郎氏監獄局事務官小河滋次郎氏等によって起草されたものであるが

第1条 北海道及府県ニハ感化院ヲ設置スヘシ

第2条 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス

第3条 感化院ニ関スル経費ハ「北海道及沖縄県ヲ除クノ外」府県ノ負担トス

第5条 感化院ニハ下記の各号ノ一ニ該当スル者ヲ入院セシム

1. 地方長官ニ於テ満8才以上16才未満ノ者之ニ對スル適當ノ親権ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者

2. 懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者

3. 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第6条 入院者ノ在院期間ハ満20才ヲ超ユルコトヲ得ス 等である。一部修正され、明治33年、感化法として公布されたが、施行の期日は、附則第14条によって府県会の決議をへ、地方長官の具申に依ることになっていたため、その実施を見るには多くの年月を要した。明治41年感化法が第一次改正されるまでに実施を見た府県は次の表のように2府3県に過ぎなかった。

府県名 感化法施行年月 感化院名
東京都 明治39年4月 東京市養育院井頭学校
感化部ヲ代用(東京府代用感化院として指定)

大阪府 " 40年4月 大阪府立修徳館

神奈川県 明治35年4月 神奈川県立薰育院
埼玉県 " 36年1月 埼玉県立埼玉学園
秋田県 " 37年4月 秋田県立陶育院(民屋使用)

その他、感化法の適用を受けない私立の感化院はすでにこの時代にも多少あった。

(2) 感化法第一次改正以後

各府県で、感化法実施が大変遅れた理由としては、感化法附則14条の他に、前述の懲治場が、なみ存在していたこともある。刑法により不論罪のため、懲治処分を受けた児童は、これを必ずしも感化法により感化院に収容せず、懲治場に引取らせる方法があった。従って政府が感化法を制定し、その実施を奨励しても刑法が改められず、懲治場を存置していたので、感化法を徹底させ得なかったのも、やむをえない所であった。明治40年刑法の改正(明治41年10月1日から施行)に伴い感化法にも改正を加え、以後ようやく感化法の徹底を見るに至った。

旧刑法第79条、第80条、第82条等懲治場留置に関する規定は削られて、新刑法には、第41条「14才ニ満サル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」という一条が加えられた。又懲治場は之を廃止することとなり、懲治処分は全く刑法の中から除去されたので、それに相当する者は感化院等に収容して保護教育をすべきであるということになり、感化法もまた改正の必要となり、次のようにになった。

第3条 「感化院ニ関スル経費ハ北海道地方費及府県ノ負担トス」

第5条 「感化院ニハ下記の各号ノ一ニ該当スル者ヲ入院セシム」

1. 満8才以上18才未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為を為スノオソレアリ且適當ニ親権ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタルモノ

2. 18才未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者

3. 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第14条の中「府県会ノ決議ヲ経」ヲ削ル。以後、感化事業が急激に全国的に発展し、感化法第一次改正後わずか3年で、沖縄を除き全国に普及した。大正4年沖縄にも感化院が創設され、全国府県に設立された。又大正8年には、国立の武藏野学院が設立された。

(3) 感化法第二次改正より少年救護法案提出まで

大正11年4月、少年法が制定された。同法第1条の規定によれば、少年とは18才未満の者をいうのである。感化法でも、第5条の規定により18才未満の者を取扱うのであるから、14才以上18才未満の不良少年の保護に就いては、従来の感化法と少年法とは重複することになった。この点に於いて先づ感化法改正の必要が生じた。又、少年法第4条を見ると、「刑罰法令に触ルゝ行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ触ルゝ行為ヲ為ス虞アル少年ニ對シテハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得」とありその処分の第7号に「感化院ニ送致スルコト」という規定がある。そのため、感化院に収容すべき児童には、従来の感化法に定められた者の外に、少年法の機関である少年審判所より送致される少年をも収容することになり、この点においても又、感化法の改正が必要となった。

感化法の改正法律案は、次のとおりであった。第5条第1号中「18才」ヲ「14才」ニ改メ同条ニ下記ノ一号を加フ「4. 少年審判所ヨリ送致セラレタル者、第5条第1号ニ規定スル地方長官ノ権限ハ少年法ニ依ル保護処分ノ実施セラレサル地区ニ限り仍從前ノ例ニ依ル。」以上のように18才を14才に改めて、少年法との調和を図った。従って少年法に依る保護処分の行われる地区に限り14才以上18才未満の者は少年法によって処分され少年審判所において、種々の保護処分の中、感化院に収容するのが適当と認められたものに限って、その送致を受けることになった。改正の要点は、以上のような2点に過ぎない。この感化法改正法律案は少年法の通過と共に議会の協賛を経て、大正11年4月制定公布された。更に注目すべきことは少年法第4条第8条に感化院送致とならん、「矯正院ニ送致スルコト」とあり、大正11年、矯正院法の発布に基いて、東京に多摩少年院、大阪に浪速少年院が設けられたことである。感化院と矯正院との併立については種々意見もあったが、要は不良程度のそれぞれ異なる少年を同一施設において取扱うことの教養上不便が多いので処遇の分化を図ったのである。それは矯正院法案の理由書にも次のように書かれている。

「矯正院ニハ不良性ノ強キ少年ヲ収容シテ之ヲ教養スルコトヲ目的トシ感化院ト少年監トノ中間ニ位スル設備ナリ即チ収容シタル少年ノ処遇ニ付テハ感化院ト性質ヲ同フシ本人ノ教養ヲ以テ趣旨トス」

3 少年教護法時代

感化事業の脈わぬのは感化法に不備な点があるから

だとして、感化法改正の要望は、年を追って切実となり、政府も又着々その準備に着手したが、法案とする迄に至らなかった。

昭和5年頃より、全国の実務者の改正要望の声が非常に高まり、京都淇陽学校長田中藤佐衛門氏、大阪武田熟長武田慎治郎氏、大阪修徳館長熊野隆治氏、兵庫土山学園長池田千年氏が法改正運動の中心となり、全国感化院長の賛成を得て、感化法改正期成同盟会を結成して改正案を作成し、武蔵野学院長菊地俊諦氏他数名が委員、武田慎治郎氏が実行委員、相田良雄氏が委員長となり、広島県選出荒川五郎代議士の熱心な援助を得、同氏と香川県選出山下谷次代議士との提案として昭和7年第64議会に提出した。当時の貴族院特別委員会の委員長は大久保利武候爵で、氏は感化法制定当時の主務局長で感化事業に深い理解のあった人なのでその支持もあり、荒川代議士の奮闘で、貴衆両院を通過して、感化法はこゝは新しく少年教護法となり、昭和8年5月5日法律第55号をもって公布された。

主な条文は次のとおりである。

第1条 「本法ニ於テ少年ト称スルハ14才ニ満タザル者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為ス虞アル者ヲ謂」

第2条 「北海道及府県ハ少年教護院ヲ設置スペシ」

第4条 「少年教護院内ニ少年鑑別機関ヲ設ケルコトヲ得」

第6条 「道府県ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ少年教護ノ為少年教護委員ヲ置クベシ」

第14条 「地方長官警察署又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ第8条第1項第1号ニ該当スル者ノ処分決定ニ至ル迄一時保護ノ為適當ナル施設若ハ家庭ニ委託スルコトヲ得。」（第8条第1項第1号とは、少年ニシテ親権又ハ後見ヲ行フモノナキ者）

第24条 「少年教護院長ハ在院中所定ノ教科ヲ履修シ性行改善シタル者ニ對シテハ其ノ退院後ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタル者ト認定スルコトヲ得」

第26条 「少年ノ教護処分ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ズ」

この少年教護法は昭和9年10月10日から実施された。そこで内務省社会局は日本少年教護協会を通じ全国各地区で講習を行ない、少年教護法の徹底を図ったので、昭和11年度には少年教護院は従来どおり51であったが、少年鑑別所が14教護院に付設され、少年教護委員も全国で9344名が任命された。昭和13

年1月1日には社会局が解消発展して厚生省となり、厚生省社会局の中に児童課が新設され制度的には整備されたが、昭和12年に起った支那事変に阻まれ、教護事業の実質的発展は著しいものもなく、新設された少年鑑別所の活動もほとんど心理検査の実施ぐらいに止まり、少年教護委員も一部の地方を除いては有名無実となった。この頃の全国の教護院長は感化法改正に奮斗した人達が半数以上を占めていたので、法が改正されても実効の少ないこの状態を不満とし、もう一度法を改正して児童を強制的に収容することや少年鑑別所を教護院外に設置してその活動の範囲を拡げることや、少年教護委員の職務規定を明確にしてその活動を促進することや、院外委託に関する院長の権限を拡張して、事後補導を容易にすること、国立少年教護院の増設、少年教護指導官の設置等を院長会議の度毎に当局に要望した。しかし支那事変はますます拡大し、昭和16年には太平洋戦争に突入したので、戦争に直結しない法に関する国会審議など思いもよらず、実質的発展は殆んど見られず、たゞ昭和17年社会局母子課の中に教護官1名が置かれ、少年鑑別所が22に、少年教護委員が17,259名に増加したことを等が形上の進展といえよう。そして少年教護施行令の第1条が「皇國ノ道ニ則リ……」と戦時色に塗り変えられたぐらいの他には制度組織等には大した変化もなく昭和20年8月の終戦を迎えた。

4. 児童福祉法時代

戦後、社会の混乱と共に浮浪児が街頭にあふれ、その対策は重大な社会問題となり、関係機関が全部協力して浮浪者の発見保護につとめ、昭和21年9月19日には厚生次官名をもって東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の7大都府県知事に対し「主要地方浮浪児保護要綱」が通知され、これにより新たに一時保護所18、児童鑑別所7が設けられ、他府県もこれにならって、施設に保護された。浮浪児は昭和21年、11,153人、昭和22年12,977人、昭和23年14,009人という多数に上った。これらの浮浪児の多くは不良化していたので全国の教護院も協力した。戦後の大きな社会的変革に対応して、教護事業も新しい構想によって新しい発足をしなければならないので、教護院長は各地で会議を開き、児童保護立法の総合化、少年教護法と少年法の一本化、所管省の元化等の問題を論議し、少年保護法試案、児童保護体系の新構想、少年教護法改正についての意見、教護院

の拡充強化に関する私案等を相次いで当局に提出した。政府も前記浮浪児対策を契機として児童保護の問題を根本的に解決する必要のあることを痛感し、昭和21年12月厚生大臣から中央社会事業委員会に対して「現下の情勢に鑑み、児童保護事業を強化徹底することは特に緊要のことゝ思う。よって具体策に関してその会の意見を尋ねる」という諮問がなされ、同時に示された法案要綱は「保護を要する児童とその資質及び境遇に応じて保護する」児童保護事業の法制化案であった。これに対して中央社会事業委員会は政府の構想に根本的批判を加え、「厚生省案の児童保護法案要綱は少年教護法、矯正院法、児童虐待防止法等現行法規の総合と保育所制度の確立であつて、原案の保護対策の主な点は不良少年及び刑事訴追をしない犯罪少年と被虐待児童であり、要するに特殊の問題児童の範囲を出ない。この際根本理念を転回して、全児童を対象とし一般福祉の増進を図る明朗且つ積極的なものとする為に名称も児童福祉法とするのがよい」という意見と共に政府案よりも遙かに積極的で明るい児童福祉法案をつけて答申した。政府はこの答申に基き昭和22年8月、新憲法での第1回国会に「児童福祉法案」を提出し、昭和22年12月12日、法律第164号として公布され、翌23年1月1日より施行された。これより以後、教護事業は、児童福祉事業全体の有機的活動の中の一機能として活動するようになった。児童福祉法第44条に教護院を次のように規定している。

「教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護すること目的とする施設とする」

児童福祉法はその後昭和23年・24年・25年・26年・27年・28年・29年・31年・32年・33年・34年・35年・36年・37年・39年・40年・42年・44年・48年と改正されたが、この中で教護事業に直接関係の深いのは次の2つである。

1は昭和24年の改正で、従来少年法によって扱われていた14才未満の触法児童を専ら児童福祉法で扱うこととすると同時に、14才以上18才未満の虞犯児童は児童福祉法と少年法の両者で扱うとして少年法との関係を調整し、これに関連して「都道府県知事はたまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、事件を家庭裁判所に送致しなければならない」(第27条の2)という規定が設けられた。2は、昭和26年の改正で

児童福祉施設の長が親権を行う場合を明確にしたこと（第47条「児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるのに至るまでの間、親権を行う。」）及び教護院の長は院内で文部大臣の勧告に従って、必要な教科の教育を行い得るとしたことである。（第48条の第2項「教護院の長は、在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を収めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。」

第3項 教護院の長は、前項の教科に関する事項について、文部大臣の勧告に従わなければならない。）

教護院の数は終戦当時50であったが、浮浪児対策につれて次第に増加し、昭和25年には61となった。その後浮浪児問題も次第に解決し、教護院から養護施設に転じたものもあって昭和29年には52と減少した。昭和35年には、国立女子教護院も新設され、昭和49年9月現在、国立2、公立54、私立2、計58施設となっている。

教護事業の変遷（感化法・少年教護法・児童福祉法を中心に）

制定の年	法	内 容	収容施設	児童の年令	備 考
明治5年 (1872年)	監獄則(太政官達378号)	20歳以下の年少犯と同一の監獄内ではあるが区界を設け、その処遇も稍々異なるべしと規定	懲 治 監	20歳以下	明治17年 池上四枝 自宅で不良少年の保護 感化院のさきがけ 明治18年 高瀬真郷 東京感化院設立 感化院の第一号 明治32年 留岡幸助 家庭学校設立 我護事業の實質的元祖 感化法以前 施設数 私立8
明治14年 (1881年)	改正監獄則(太政官達81号)	満16歳未満の者と満16歳以上の者の居房を別にし…受刑者と懲治人とを區別して異った処遇をする。	懲 治 場	満16歳以下	
明治33年 (1900年)	感 化 法	刑罰懲治の觀念を離れて行政処分とし、教育の方法によって非行少年を取扱う。（感化院送致の決定を主として地方長官に委ねている）	感 化 院	満8歳以上 満16歳未満	明治40年11月1日調べ
明治41年 大正11年 第1次改正	第 1 次 改 正	明治40年刑法が改正され、懲治場留置に関する規定が削られ「満14歳に満たざる者の行為は之を罰せす」という一条が追加された。これと並行して、感化法では「懲治処分を受けるような少年は感化院に収容する」と改正以後、感化事業が急速に全国に発展		満8歳以上 満16歳未満	公立感化院 5(2府3県-東京・大阪・神奈川・秋田・埼玉) 私立感化院 12 計 17
	第 2 次 改 正	満14歳未満の者を原則として扱う (14歳以上の少年は少年法で大正11年公布)		満14歳未満	大正4年 全国府県に感化院が設立され51となった。 大正11年7月 施設数 56
昭和8年 (1933年)	少 年 教 護 法	少年法との関係で収容児童の年令も低くなり学令児童が多く学校教育の方法を充分取り入れ非行癖をとり除くとともに独立自営に必要な知識・技能を授ける方向 尋常小学校の教科修了の証明書が出せるようになった。 少年の科学的審査のため少年鑑別機関を設ける。 少年の保護処分に附せられたことを新聞に登載することを禁じた。	少年教護院	満14歳未満	昭和17年 施設数 51
昭和22年 (1947年) 改正	児童福祉法 23年24年25年 26年27年28年 29年31年32年 33年34年35年 36年37年39年 40年42年44年 48年	教護院では生活指導、学科指導、職業指導を行なうが、それらはすべて児童の不良性を除くことを目的としなければならない。 満14歳未満の触法児童を扱う。 満14歳以上満18歳未満の眞犯児童は少年法と両法で扱う。 都道府県知事が児童の強制的措置をとる必要のある場合は、家庭裁判所に送致しなければならない。	教 護 院	児童とは満18歳未満、満14歳満14才未満	昭和49年9月現在 国立教護院 2 公立教護院 54 私立教護院 2 計 58

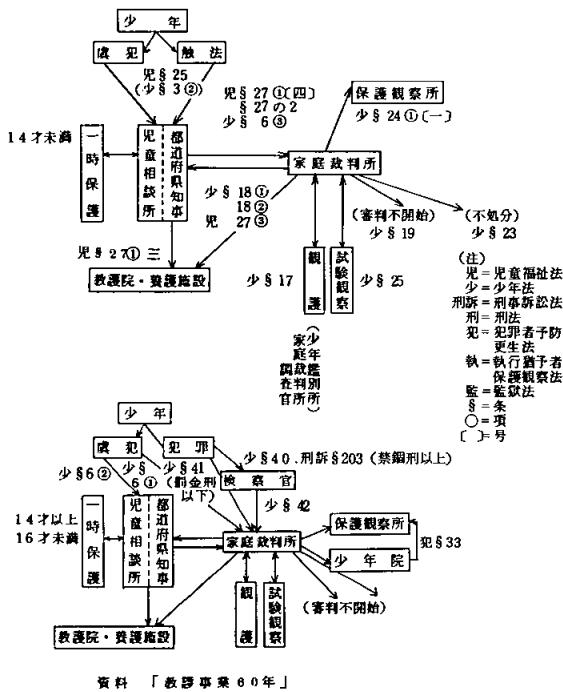
2章 教護院入所児童の実態

全国58教護院のうち、56の公私立教護院は、「設置されている都道府県、特別市の地域の児童を収容し」、2つの国立教護院（男女各1）は「病的性性格等により、性状が特に不良なる児童を収容教護する。」こととなっている。

1. 入所措置経路

教護院に措置されるに至る経路を図で示すと表1のようになる。

表1 入所措置経路



資料 「教護事業60年」

即ち14才未満の児童の場合は、非行が見出されると、保護者・警察・或いは学校・施設・地域等から、直接又は福祉事務所を経由してすべて児童相談所に通告又は送致される。

14才以上の場合は、少年法の扱いとなり、貳犯少年の多くは、児童相談所に通告されることになるが、犯罪少年の場合は、家庭裁判所に通告される。

児童福祉法では、措置は知事の権限であるが、実際には児童相談所長に委任されている。児童相談所で教

護院措置が適当と判断された場合に教護院入院が決定される。家庭裁判所へ通告された少年は、審判の結果、教護院送致が決定された場合に、教護院に措置されることになる。

2. 入所児童の実態

次に教護院に措置されている児童は、どのような児童であるのかを、いくつかの項目に分けて述べてみたい。こゝでは、昭和21年から47年までの明確な資料が得られた国立武蔵野学院を中心に、調査した公立

5教護院の現状も加え、全国資料としては、「教護事業60年」の中の統計資料を参考にしてみることとする。

(1) 非行について

<表2-(1)>は武蔵野学院に、昭和21年から47年までに入院した児童の非行種別の比較である。同一児童の非行が、二つ以上にわたっている場合は、各種目にそれぞれ計上されている。

全期間を、6期に分け6群とする。

第1群	昭和21年から24年に入院した児童
第2群	〃25 〃 28 〃
第3群	〃26 〃 33 〃
第4群	〃34 〃 38 〃
第5群	〃39 〃 42 〃
第6群	〃43 〃 47 〃

この群別は、他の表の場合も同様とする。但し表11-(1)退院先の場合のみ第6群を43年から46年とする。

(第1群～第5群までは、「武蔵野学院50年史」による資料を利用し、第6群については武蔵野学院の資料より今回作成した。)

非行について全体を通していえることは、

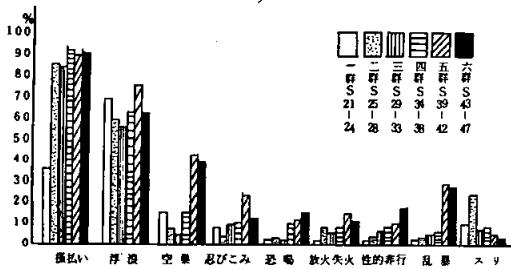
- (i) 混乱期の第一群を除いては、搔扒いが一番多く、80.3%～93%の児童にみられる。単年度では、95%以上の児童にみられたときもある。
- (ii) 次に浮浪が多い。年度により、増減はあっても50%以上の児童にみられる。
- (iii) 漸増しているものに、恐喝、乱暴がある。これは集団的行動が多くなっている。
- (iv) 性的非行も多くなって来ている。これは現代社会の傾向をあらわしているといえよう。
- (v) 反面、スリ等の特殊技術を要するものは、第2群を頂点に少なくなっている。

表2-(1)-① 非行種別

群 年次	47年					
	一 21 ~24	二 25 ~28	三 29 ~33	四 34 ~38	五 39 ~42	六 43 ~47
搔 扱 い	3.5.5	8.1.8	8.0.3	9.3.0	9.2.0	8.5.6
浮 浪	6.6.9	5.4.7	5.0.9	6.0.0	7.0.0	7.0.4
空 巢	1.2.8	5.2	4.4	1.2.8	4.2.8	3.7.2
忍 び 込 み	6.1	2.7	7.9	9.2	2.3.2	1.0.4
恐 放 火	1.8	2.2	1.8	1.2.8	1.4.4	1.5.6
性 的 非 行	0.3	2.7	5.2	6.9	1.3.6	1.4.0
乱 暴	2.4	2.7	3.4	5.3	2.8.0	2.0.4
ス リ	8.9	2.2.8	7.0	7.2	4.0	2.8
そ の 他	3.1.7	1.2.7	2.1.4	1.2.0	2.7.2	6.7.6
持 ち 出 し	18.3	7.3	9.9	3.1	7.6	2.3.2
知 人 窃 盗	5.8	0.5	4.2	0.2	4.0	7.2
内 野 荒 し	3.4	1.1	2.4	1.4	5.2	2.4
強 盗 傷 害	0.3	0.3	1.3	5.3	2.8	8.8
殴 打	0.6	0.5	0.5	0.9	0	0
詐 欺	0.3	0.5	0	0.2	1.2	1.6
強 領	0	0.3	0.8	0.2	0	1.2
ボンド・シナー	3.0	2.2	2.3	0.7	6.4	4.0
自 動 車 盗						1.1.9
そ の 他						0.4
全 数 計	55.3	71.1	71.8	94.1	83.5	83.1
						13.0

「武蔵野学院50年史」及び同学院の資料による。

表2-(1)-② 非行種目



(V) その他の中で、強盗傷害が第一群の0.3%から次第にふえ、第6群では8.8%と増加している。

(VI) 殺人は全体を通じ10ケースある。

公立5教護院（東京都立萩山実務学校、同誠明学園、千葉県立生実学校、静岡県立三方原学院、長野県立波田学院の昭和48年又は47年の）の児童の入所原因（平均）をみると

- i) 窃 盗 47.1%
- ii) 家出浮浪 15.9%
- iii) 慢学長欠 12.5% 登校拒否を含む
- iv) 性的非行 6.3%

V) 持出し	3.6%
vi) 反抗乱暴	2.9%
vii) 弄放火	2.5%
viii) シンナー・ボンド	2.0%
ix) 恐喝	1.6%
x) その他	5.5%

となっている。

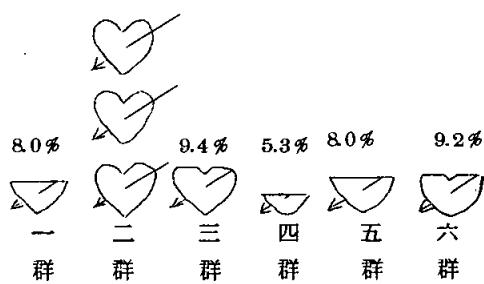
なお、武蔵野学院の大正12年の調査でも、入院理由の中に窃盗をあげてあるものが、9.05%もある。昭和13年の調査でも浮浪について空巣、搔扱いとなっている。

表2-(2) 同一児童の非行種目数

群	一	二	三	四	五	六	47年
年次	21 ~24	25 ~28	29 ~33	34 ~38	39 ~42	43 ~47	単年
種目数	1.7	1.9	1.9	2.2	3.3	3.3	31

「武蔵野学院50年史」及び同学院の資料による。

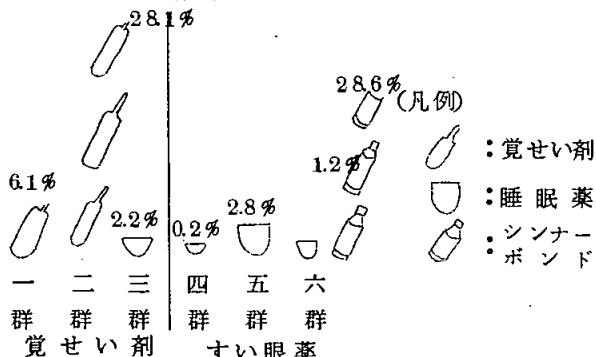
同一の児童がなした非行の種目数＜表2-(2)＞は1.7から3.3とふえてきている。児童の非行も社会の変化につれ、集団化し、やることも大きくなっておりまた手取り早いものを何でもという傾向があるようである。 33.0%

表2-(3) 文身のある者
(イレズミ)

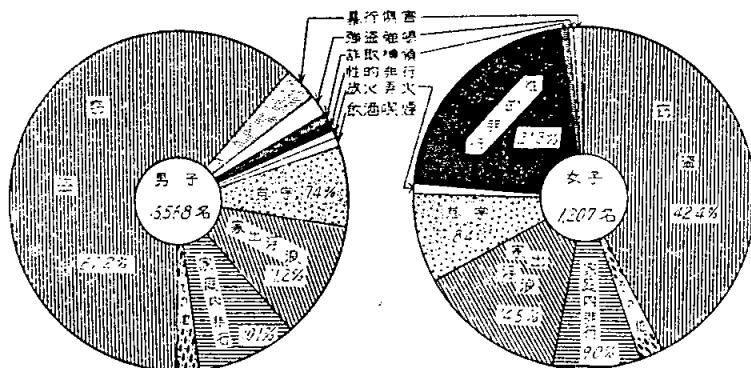
文身のある者＜表2-(3)＞は、25年～28年の第二群には33%と3人に1人となつたが、流行が衰えてからは大体10%以下になり、殆んど変化がない。

薬物使用＜表2-(4)＞も、覚せい剤から、睡眠薬、シンナー・ボンドへと移っている。シンナー・ボンドは第六群で28.6%となっており、47年には31%の児童に使用経験があり、中々衰える気配がない。

表2-(4) 薬物を使用した者



(2) 初発非行について



- (注) 1. 初発非行の内容に2種以上の重複がある場合は重度なものと1種とした。
- 2. 暴行、傷害には教師等に対する暴力も含んでいる。
- 3. 家庭内非行には家金持出、家人に対する暴力を含んでいる。

<表3-(1)>は昭和33年から35年に全国の教護院に入院した児童の調査結果（資料：教護事業60年）である。

①まずいえることは、窃盗が圧倒的に多いことである。男子では61%以上、女子でも42.4%と半数に近い。これは武蔵野学院の児童も同様<表3-(2)>で、第一群を除いて、常に第一位である。上記全国調査に表3-(2) 武蔵野学院児童初発非行（上位5位まで）

	第一群	第二群	第三群	第四群	第五群	第六群
窃 盗 (搔 払 い)	21.7%	39.8	44.4	57.5	54.4	43.0
怠 学	7.0	12.1	12.5	15.2	30.4	17.4
持 ち 出 し	33.3	18.4	22.1	13.0	16.8	11.3
外 泊	9.8	13.8	12.2	7.9	5.2	9.8
暴 行	0.6	2.2	2.1	5.0	8.4	6.8

資料：「武蔵野学院50年史」

近い時期の第四群（34年～38年）においては、57.5%，最近の第六群でも43%に及んでいる。

②次に、女子では性的非行が多くなっている。男子は家出浮浪、家庭内非行（持出し等）怠学の順になっている。

武蔵野学院の場合<表3-(2)>は、群によって多少違いがある。第四群以降は、2位怠学、3位持出し4位外泊、5位暴行の順になっている。

(3) 非行初発年令について

武蔵野学院児童の非行初発年令<4-(1)>は、

28年迄は、10才が一番多いが、29年以後ま9才が多くなり、低年令化している。前掲、昭和33年から35年の全国統計<表4-(2)>では10才がピークを示している。これは初発年令の低い児童の方が、非行が進んで、国立教護院に措置されるようになることを物語っている。武蔵野学院の児童では、就学前に、既に20%の児童は非行経験を持っている。

(4) 入院時年令

入院時の年令<表5>は、どの群をとっても13才が一番多く、変化は少い。どの群も13才を中心、12才～14才が $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{3}{4}$ を占めている。

初発年令<表4-(1)>と入院時年令<表5>を比較してみると、初

発令は9才、10才がピークで、 $\frac{3}{4}$ の児童は11才未満で非行をはじめている。しかし入院は13才がピークを示し、3年～4年のずれがあることがわかる。これは一つの問題点である。

(5) 入院時就学程度

<表6>は武蔵野学院児童の就学程度である。戦後混乱期の第一群は、就学程度は年令<表5>に比して甚しく低い。第二群はやゝ向上しているが、まだ年令と学年とのバランスがとれていない。第三群に至って漸く殆んどの児童が、年令相当の就学程度になってきている。第三群迄は、不明、不就学が相当数見られるが第四群に至って1%を割るようになった。第一群では26.9%であった中学生が、次第に増加し、第二群31.7%，第三群42.8%，第四群46.3%，第五群64%を経て第六群では81.2%にまでなっている。

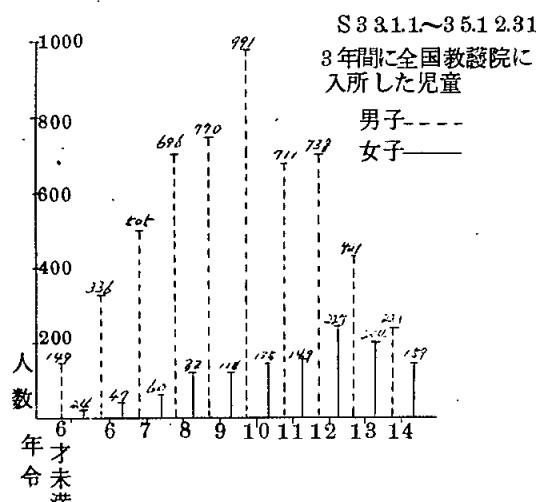
表4-(1) 非行初発年令

年令	武蔵野学院							全 国 男 子 (单年) 33~35
	一 21~24	二 25~28	三 29~33	四 34~38	五 39~42	六 43~47	47年 (单年)	
	21~24	25~28	29~33	34~38	39~42	43~47		
5才未満	0.9	3.8	4.6	6.7	4.8	4.0	9.5	2.7
6 "	3.3	5.2	11.7	14.2	17.6	8.4	11.9	
7 "	6.7	7.0	8.9	12.3	12.0	11.6	11.9	6.0
8 "	8.2	7.0	10.6	16.7	15.6	11.2	14.3	9.1
9 "	10.7	12.2	17.9	17.8	20.4	17.6	7.1	12.5
10 "	12.1	21.5	15.4	14.2	11.6	10.8	7.1	13.8
11 "	10.7	12.2	10.0	8.7	7.2	11.6	14.3	17.8
12 "	8.8	12.3	10.1	7.4	7.2	10.8	4.8	12.8
13 "	4.2	5.4	4.1	1.6	2.4	8.8	14.3	13.3
14 "	3.7	2.4	1.5	0	1.2	3.6	2.4	7.5
15 "	2.2	1.1	0.3	0	0	0.4	0	0
16 "	0	0	0	0	0	0.8	0	0
不 明	28.5	9.9	4.9	0.4	0	0.4	2.4	4.5
計	100	100	100	100	100	100	100	100
実 人 員	(327)	(369)	(385)	(415)	(250)	(250)		

「武蔵野学院50年史」及び武蔵野学院の資料より作成。

但し、全国の統計(S 33~35)は「教護事業60年」による。

表4-(2) 非行初発令年令



資料：「教護事業60年」

表5 入院時年令(武蔵野学院)

群 年次 年令	一 21 ~24	二 25 ~28	三 29 ~33	四 34 ~38	五 39 ~42	六 43 ~47	
	6才	0.3	0	0	0	0	
7	0	0	0.3	0	0.4	0	
8	2.5	0	0.5	0.9	0.4	0	
9	3.1	2.7	3.9	0.7	0.4	0	
10	7.3	3.3	2.1	3.1	0.8	0.8	
11	11.9	8.1	8.3	13.2	8.6	3.6	
12	19.3	18.4	20.1	20.1	12.4	9.6	
13	26.5	42.5	39.0	55.0	49.8	34.8	
14	13.2	7.3	14.6	6.3	22.0	32.0	
15	8.6	7.3	6.8	0.5	4.8	16.4	
16	5.5	3.3	3.6	0.2	0.4	2.0	
17	1.8	1.4	0.8	0	0	0.8	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：「武蔵野学院50年史」

表 6 就学程度（武蔵野学院）

群年次 就学程度	一	二	三	四	五	六	47年 (単弐)
	21 ~24	25 ~28	29 ~33	34 ~38	39 ~42	43 ~47	
不就学	3.7	6.8	4.7	0.8	0	0.8	2.4
小 1	2.4	2.7	2.1	1.2	0.8	0.4	0
2	7.6	2.7	2.1	1.7	2.0	0.4	0
3	12.2	8.7	7.5	5.3	3.6	0.8	0
4	12.5	11.4	9.9	9.1	7.2	4.0	0
5	15.1	9.6	10.9	14.5	8.8	2.0	0
6	16.2	22.2	17.7	21.0	13.6	7.6	11.9
中 1	16.2	19.5	25.5	30.0	38.0	30.8	23.9
2	8.8	9.5	10.1	16.1	22.0	35.2	40.5
3	1.9	2.7	7.2	0.2	4.0	15.2	19.0
中 卒	0.6	2.3	0.8	0	0	2.8	2.4
不 明	2.8	1.7	1.5	0	0	0	0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

武蔵野学院 50 年史及同学院資料による。

(6) 入院時学力

表 7-(1) 入院時学力（武蔵野学院）

群年次 学力	一	二	三	四	五	六
	21 ~24	25 ~28	29 ~33	34 ~38	39 ~42	43 ~47
小学校以前	2.1	5.1	7.0	1.9	2.0	1.4
小 1	4.3	3.3	8.1	7.5	7.6	6.2
2	6.0	8.4	12.8	12.0	12.4	12.0
3	11.3	21.1	20.1	27.5	32.7	38.9
4	14.1	24.7	19.5	21.7	24.7	25.0
5	7.9	13.6	14.3	15.9	10.4	11.1
6	5.5	5.7	7.5	7.9	4.0	2.9
中 1	3.1	6.6	6.2	1.9	1.2	0.5
2	0.3	1.9	1.3	0	2.0	0.5
3	0.3	0.5	0.3	0	0	0.5
中 卒	0	0.5	0	0	0	0
不 明	45.1	8.6	2.9	3.7	2.0	1.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

武蔵野学院 50 年史及同学院資料による。

<表 7-(1)> は同じく武蔵野学院児童の入院時学力を示す表である。第一群では、不明の児童が多く(45.3

%)もあり、明確にはつかめない。第二群以降についてみると、第二群の小学 2 年児を除く小学 2 年から 5 年までのすべてが 10% 以上を示している。入院時の学力程度の最も多い率を示しているのは、第一群・第二群では小学 4 年であるが、第三群～第六群は小学 3 年と低下している。

<表 7-(2)> は就学程度と学力のずれを第六群についてあらわしたものである。就学程度は、前述のように中学 2 年が最多数で 35.2 % であるが、中学 2 年の学力を有する児童は、僅かに 0.5 % に過ぎない。学力のピークは小学 3 年である。中学 2 年、3 年に就学している児童が、全体の 66%，約 $\frac{2}{3}$ を占め、学力は小学 3 年、4 年をあわせて約 64%， $\frac{2}{3}$ に近い数である。大体 5 年のずれがある。

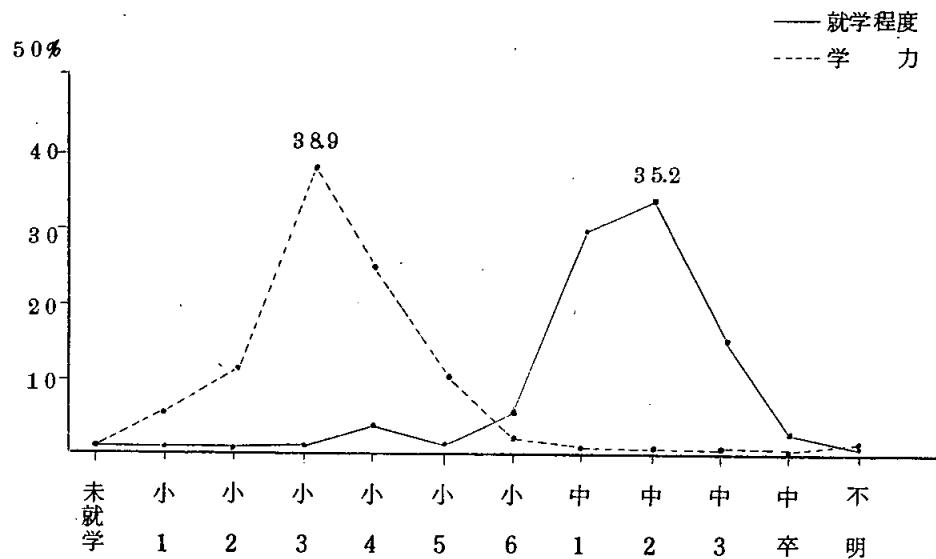
「中学へ行ったら、時間ごとに先生が変わるので、どの時間も何も分らないんだ。一日中分らない授業を聞いていなければならないのはつらいよ。」と私にいったある児童の声は忘れられない。つらさに耐えかねた彼は怠学し、盛り場を浮浪し、搔扒いをはじめた。教護児童は、学校教育から疎外された児童なのである。

<表 7-(3)> は大正 12 年における武蔵野学院児童の、生活年令、就学程度、学力程度を表わしたものである。その差は現在と比較出来ない程である。当時は精薄児施設も少なく、特殊教育も極めて貧弱であったので、多数の精薄児が教護院に送られていたこともある。現在の教護児童の知能程度については、各院分類の仕方がまちまちであったため、集計表示することが出来なかった。

<表 7-(4)> は、昭和 37 年 5 月の教護児童と一般児童との知能指數分布(田中ビネ式)である。教護児童と一般児童との間に、知能指數にして、約 20 のずれがみられる。

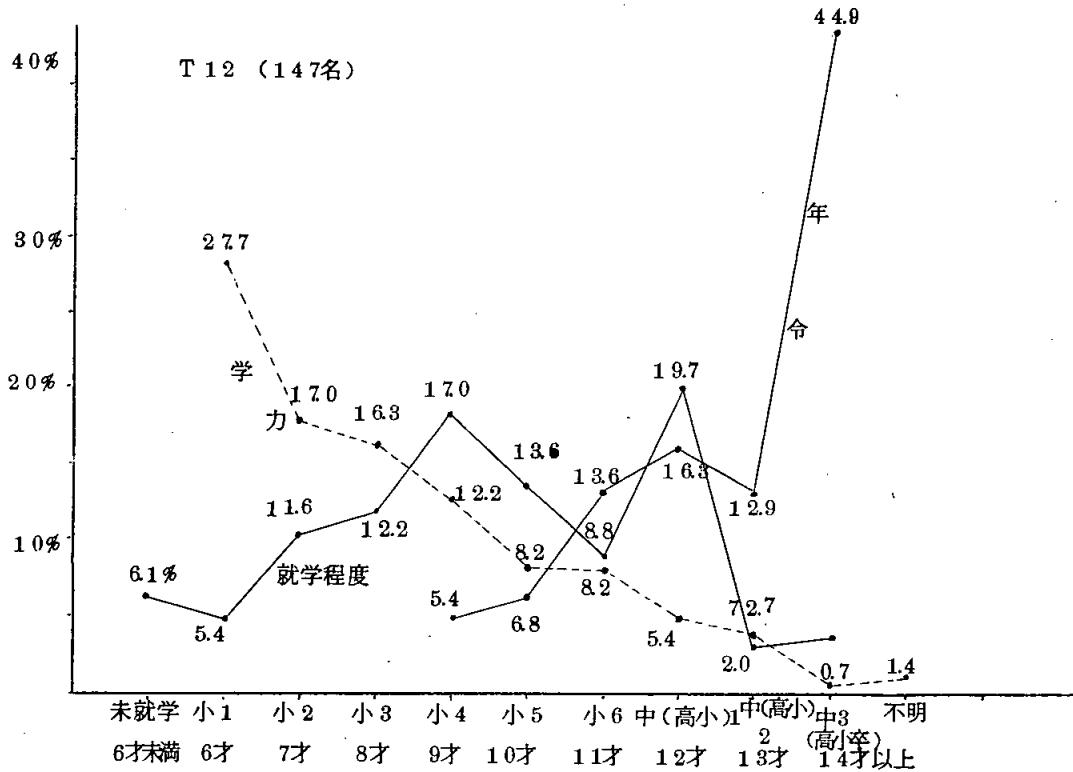
武蔵野学院児童の場合は、第一群・第二群は最も多いのが、軽度精薄(IQ 61～75)であったが、第三群では境界線(IQ 76～85)の児童が多くなった。第四群以後は、IQ 86～95 が上回るようになった。第六群について

表7-(2) 就学程度と入院時学力(第六群)



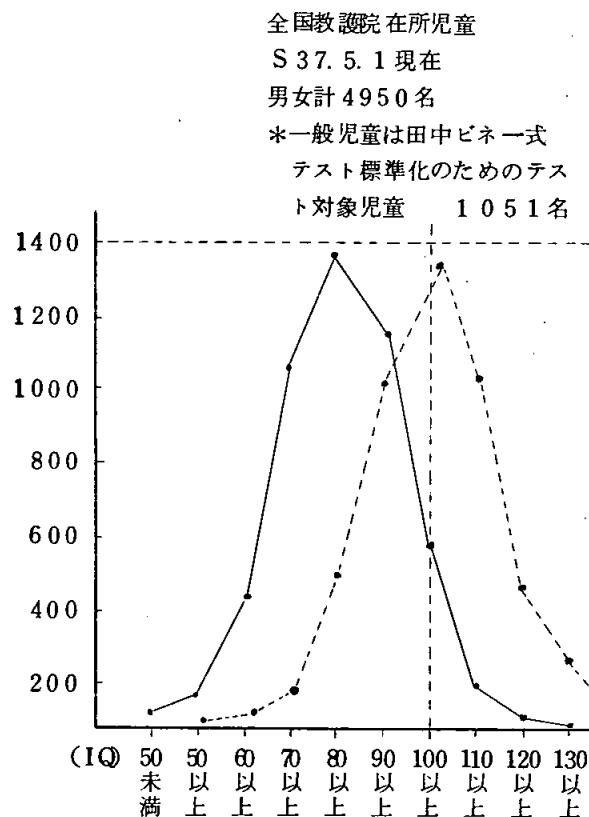
武蔵野学院 50年史及同院資料より作製

表7-(3) 武蔵野学院児童年令・就学程度と学力の相関



武蔵野学院 20年史より作製

表 7-(4) 知能指数分布



資料：「教護事業 60 年」

いえば、IQ 86～115 の児童が 65.2%，IQ 76～85 の児童が 19.2% で、いわゆるちえおくれの児童は、殆んど軽度で、ごく少數の中等度の児童を含んで計 15.6% と減少している。これは精薄児教育がゆきとどくようになった為と思われ、喜ばしいことである。

但し、武蔵野学院児童の場合、各児童の出身地の児童相談所の調査によると、親自身が犯罪、中毒、精薄精神病等、児童の生育に影響があったと思われる負因を有する者の割合が多い。このような児童が非行を犯す原因が、親をふくむ生育環境にあるとみられる児童が、第一群には 7.2%，第二群には 12.8%，第三群には 3.2%，第四群には 2.8.3%，第五群には 3.5% とふえて来ている。第六群においては、犯罪 18.2%，中毒 7.3%，精薄 6.6%，精神病 4.0%，その他で 250 名中 101 名にみられ、約 40% にも達している。

(7) 扶養者について

教護児童が、どのような環境に育ったかを明らかにするために、家庭環境とくに家族構成について検討する。

<表 8-(1)>は全教護児童のうち、両親のある児童の比率をみたものである。大正 8 年と昭和 37 年の資料は、「教護事業 60 年」により、昭和 47 年は今回の調査対象のうち前掲 5 教護院の調査結果である。大正 8 年 27.3%，昭和 37 年 33.7%，昭和

47 年 44.8% と両親のある児童が、次第に増加している。しかし、昭和 47 年に至っても半数に満たず、欠損家庭が多いことがわかる。

<表 8-(2)>は教護児童の家庭環境と、一般児童の家庭環境について比較したものである。

昭和 37 年度ならびに 47 年度における日本女子大学社会福祉学科調査の資料に基づき、都内某公立小学校 5・6 年の全児童と、都内某私立小学校 5・6 年の全児童（女児のみ）について両親のある児童の比率を、全国教護院児ならびに武蔵野学院児の両親のあるものの比率をとり、比較したものである。これに加え、昭和 44 年、厚生省が行なった全国家庭児童調査により、両親と子どものいる家庭の比率を参照した。某公立・私立小学校の児童ならびに全国家庭児童の調査は、いずれも両親のいる家庭が 93% 以上を占めているのに対し、教護院の児童は両親がそろっている家庭は何れの年代においても、国立公立を問わず半数に満たない。これは教護児童はいかに家庭環境に恵まれていないかを示すものである。

<表 8-(3)>は、教護児童の扶養者について武蔵野学院の場合は「武蔵野学院 50 年史」及び同学院の資料により、第一群～第六群ならびに昭和 47 年の状況さらに全国教護院児童の場合は、大正 8 年および昭和

表 8-(1) 両親のいる児童
(全国教護院)

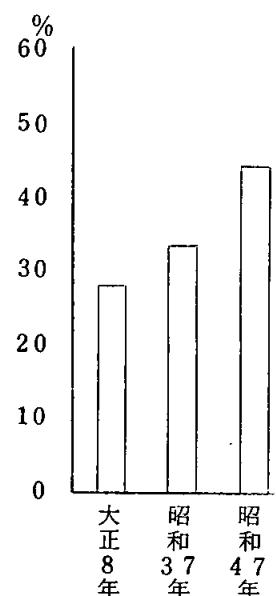


表8-(2) 両親のいる児童 (一般児童との比較)

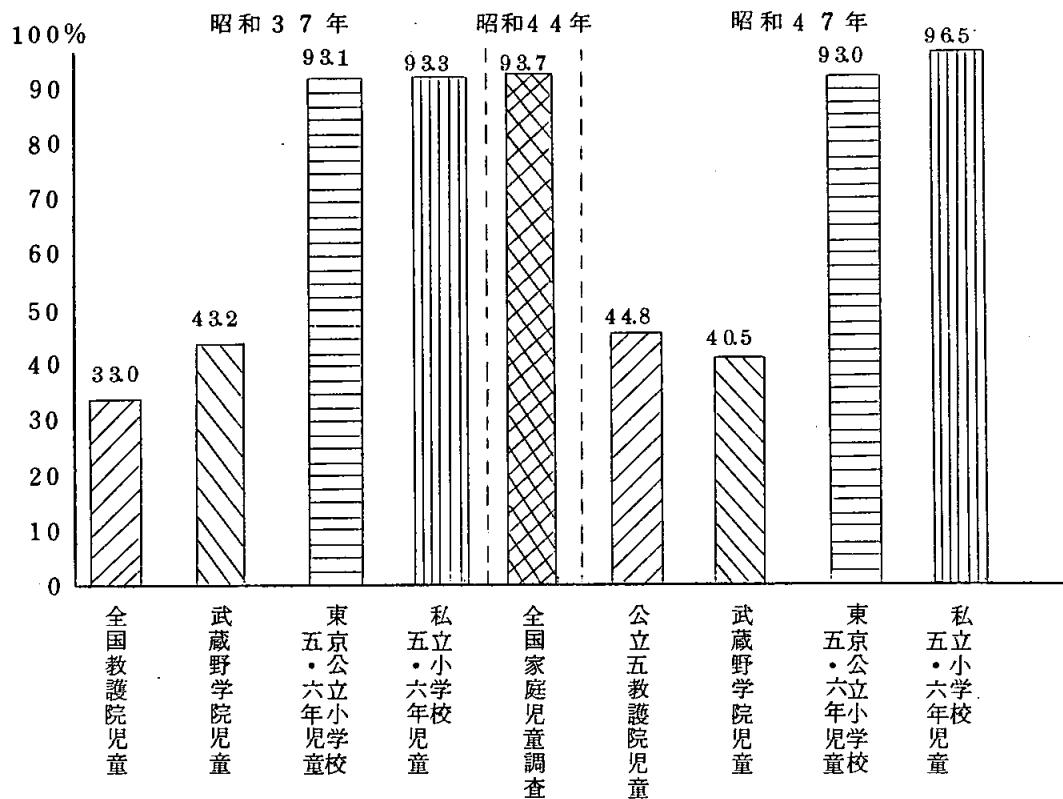


表8-(3) 扶養者の状況

扶養者別 群 年令 扶養者別	國立武藏野学院							全国教護院		公立施設	
	一 21~24	二 25~28	三 29~33	四 34~38	五 39~42	六 43~47	47年 単年	大正8年	昭和 37年	昭和 47年	
実父母	23.1	34.7	38.0	44.0	49.2	45.6	40.5	27.8	33.0	44.8	
父のみ	8.0	14.4	13.0	14.6	12.0	12.8	11.9	16.4	15.7	11.4	
母のみ	15.3	13.0	16.7	15.9	16.8	15.6	19.0	16.6	17.7	16.7	
継父実母	3.4	7.3	6.2	4.8	6.0	8.4	7.1	4.8	6.6	6.0	
実父継母	10.4	10.3	9.9	9.3	10.0	10.4	11.9	9.5	12.2	13.1	
養父母	6.4	5.4	4.7	3.4	0.4	2.4	4.8	3.2	2.9	1.3	
祖父母	4.0	2.4	3.4	4.4	2.4	1.6	0		3.2	2.1	
兄 姉	3.7	3.0	2.6	0.7	0.8	0	0	2.3	1.5		
親 類	6.4	4.3	2.6	0.7	0.8	2.0	0	祖父母を含む 10.2	2.6		
他 人	0.6	0.3	0.8	0	0	0.4	2.4	2.7	0.2		
施 設	0	0	0	0.5	1.6	0.8	2.4	0	0	4.5	
な し	16.2	3.0	1.3	1.7	0	0	0	6.1	2.9		
他	0	0	0	0	0	0	0	0.8	1.7		
不 明	25	1.9	0.8	0	0	0	0	0	0		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

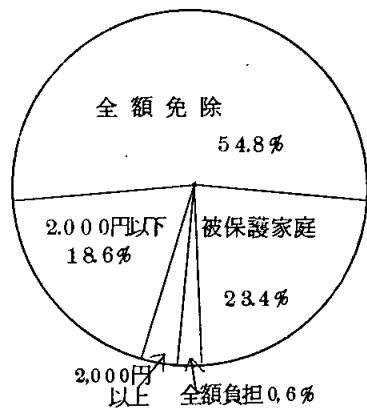
37年の状況（資料「教護事業60年」），今回の調査，前記5教護院の状況を比較したものである。

本表により，教護児童の扶養者は，実父母が少く50%未満であり，父のみの家庭，母のみの家庭，実父継母の家庭が多いことが明らかとなる。

(8) 生活程度について

表9-(1) 保護者の措置費負担状況

（全国教護院） S 37. 5 現在

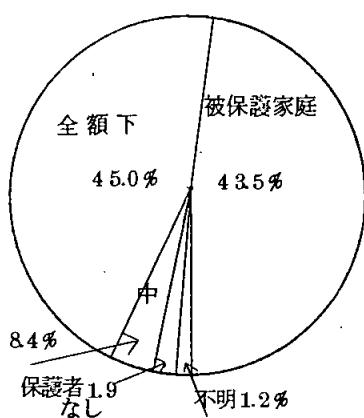


「教護事業60年」により作成

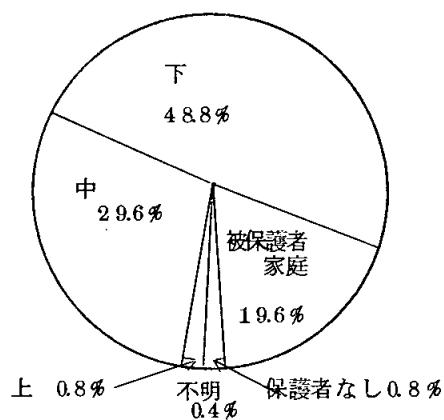
家庭の経済状態を知る一つの方法として，保護者の児童措置費の負担状況を調査したのが表9-(1)である。全国の教護院の措置児童の家庭の78.2%までが，措置費を全額免除されている。そのうち23.4%は被保護家庭である。全額自己負担は0.6%にすぎなかつた。

表9-(2) 保護者の生活程度（武蔵野学院）

第4群



第6群



「武蔵野学院50年史」及び同学院資料より作成。

表9-(2)は武蔵野学院の措置児童の保護者の生活程度をしらべたものである。全国表9-(1)と同じ昭和37年を含む第四群と，一番新しい第六群を取りあげ比較する。第四群では被保護家庭が43.5%と半数近くもある。生活程度下（措置費全額免除の階層）の家庭とを合わせると，88.5%にもなり，大部分の家庭が経済的に苦しい生活をしていると思われる。第六群に至ってはじめて被保護家庭が19.2%と大きく減少し，中の家庭（措置費一部負担の階層）が29.6%と3割近くを占めるようになった。中流家庭の児童の非行化の増加が，武蔵野学院でもみられるようになった。しかし全国的の保護率12.7%（昭和47年度）に比して，まだ教護児童の家庭は経済的にも恵まれない家庭が多いことは確かである。

(9) 在院期間

表10は武蔵野学院の第一群～第六群と全国教護院の（昭和34年～36年）入所児童の在院期間の比較である。第一群は戦後の混乱期で無断外出（逃亡）の事故退院が多く53%に上っている。その後は各群を通じ，1年半から2年が最も多くなっている。大体この期間が，改善退院出来る時期になっている。この点は全国も殆んど同様であるが，公立の方がやゝ期間が長い。これは一つには国立の場合，入院前に他の公立教護院その他の施設経験を経ている児童が，全体の70%～80%と多いことであろう。国立の方が無断外出，逃亡行方不明となる児童が多いことも同じ原因

表10 在院期間

期間 年	学院別 群別	国立武藏野学院						全国教護院 昭和 34~36
		一 21~24	二 25~28	三 29~33	四 34~38	五 39~42	六 43~46	
		0~0.5年	0.5~1.0年	1.0~1.5年	1.5~2.0年	2.0~2.5年	2.5~3.0年	
0~0.5年		53.0	38.9	17.9	14.4	10.8	10.7	5.7
0.5~1.0年		7.0	11.4	13.0	12.1	11.6	12.0	15.0
1.0~1.5年		7.9	12.2	16.1	21.0	18.4	20.1	14.6
1.5~2.0年		12.2	15.2	30.0	29.8	32.4	25.1	19.0
2.0~2.5年		9.8	13.0	13.8	17.8	19.2	14.4	約26.0
2.5~3.0年		4.9	4.6	5.2	3.1	4.8	3.5	
3.0~3.5年		2.1	2.2	2.9	1.2	1.2	0.9	
3.5~4.0年		1.2	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	
4.0~5.0年		0.9	0.8	0.5	0.2	1.2	0.9	約20.0
5.0~6.0年		0.3	1.4	0.3	0	0	0	
在院中							12.2	
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

「武藏野学院50年史」及同学院資料「教護事業60年」による。

表11-(1) 退院の状況(武藏野学院)

年次 区分	第一群	第二群	第三群	第四群	第五群	第六群	第六群 在院を除く	摘要
	21~24	25~28	29~33	34~38	39~42	43~46		
家庭	28.7	30.0	47.3	45.3	38.0	23.5	32.2	自宅からの通勤 1~4群は就学を含む。
就学	—	—	—	—	14.4	11.5	15.8	
就職	6.7	11.1	9.4	4.6	3.6	12.2	16.4	住込就職
独立	0	0	0.3	0	0	0		
児童福祉施設	9.2	6.7	6.3	9.2	5.6	1.9	2.6	里親含む
精神病院	0.6	1.4	2.6	1.2	1.2	3.8	5.3	
少年院	0.3	4.9	6.8	3.4	10.9	11.5	15.8	
行方不明	53.6	44.0	26.8	36.3	26.8	7.2	9.9	
死亡	0.3	0.8	0	0	0	0		
自衛隊	—	—	—	—	—	0.5	0.7	
保護観察	—	—	—	—	—	1.0	1.3	
不明	0.6	1.1	0.5	0	0	0		
在院中						26.9		
教護達成率	44.6	47.8	63.0	59.1	61.6	49.6	67.7	

「武藏野学院50年史」及び同学院資料による。

と思われる。

⑩ 退院先

<表11-1>は教護院へ入院した児童は、よくなつて退院してゆくのだろうか、また何所へ行くのであろうか、を表に示したものである。

武蔵野学院の児童の退院状況<表11-(1)>を戦後年代を追つて見ると、20年代には行方不明で措置を

打ち切られる児童が多かった。社会が安定して来た時期の、第三群からは、家庭引き取りが多くなつてゐる。家庭から復学、就職する児童が、半数近くなつてゐる。第五群から、家庭と復学とに区分してある。就職は、住込就職で、家庭の受け入れ状況の思わしくない場合に住込就職となることが多い。

表11-(2) 教護達成率

達成・未達成 状況内訳 区分	教護達成率(%)						教護未達成率(%)					
	家庭	就職	施設・職親里	進業学訓練(含校職)	その他	計	少年院裁	国立教護院	行方不明	家庭申出	その他	計
全国教護院 (S34~36)	18.5	43.0	8.6	0	0.8	70.9	8.5	2.3	9.8	6.0	2.4	29.1
公立4教護院 (S47年)	11.5	60.9	1.3	5.1	0	78.8	2.5	1.9	7.1	0.6	9.1	21.2
某公立施設 (S38~48)	12.9	45.0	15.9	0	0	73.9	10.7	5.0	3.5	4.2	2.7	26.1
武蔵野学院 (S39~46)	13.1	38.8	3.9	0	自衛隊 0.2 在院 12.2	68.2	10.9	0	17.9	0	保護観察 0.4 精神病院 2.4	31.6

<表11-(2)>全国教護院の34年~36年の調査では、就職が43%と一番多い。その内訳は家庭から就職が24.8%，施設からが18.2%となっている。就職が一番多いのは中学卒業の時点で退院する児童が多いからであろう。全体的に就職の次に多いのは、家庭へ引きとられて復学するケースである。近年は、高校、理・美容学校、職業訓練所等へ進む児童も少しづつふえて来ている。以上は教護達成、改善退院の傾向である。

教護未達成、事故退院の場合、前記のように行方不明は激減している。しかし少年院へ送致されるケースはやや増加している。

精神病院入院も数は少ないが割合は多くなっている。公立4施設の中でも2名が精神病院に入院している。

<表11-(1)>の下段に各群毎に教護達成率を記入した。多少の凹凸はあるにしても、第一群の44.6%から、第六群の67.7%と上昇していることは喜ばしいこと

である。

表11-(3) 教護達成率(全国)

28~30年	75.5%
31~33年	77.8%
34~36年	70.8%

資料：教護事業60年

公立の場合、<表11-(2)>に見られるように70%以上の高い達成率を示している。

国立の上昇したとはいえ、60%台に留っているのに対し、公立のどの統計も70%台を示しているペーセンテージの差は、措置されて来る児童の質といおうか、非行化の深度といおうか、その違いを表わしているといえよう。

3章 教護事業の現状下における課題

1. 収容形態と勤務体制

(1) 教護院の収容形態

教護院に入所してくる児童は、社会的に不適当な問題を内包しており、心理的には情緒の不安定、劣等感、不信感等が特徴としてみられる。教護院はこうした児童の治療教育の場であり、職員は児童と日心の接触を保ちながら治療教育の効果をあげるように努めている。

そこで、教護院における収容形態について、その現状と、問題点に関する若干の考察を述べてみたい。

教護院における収容形態は表12「教護院の収容形態分類」でみられるように、大部分が小舎・夫婦制である。この小舎・夫婦制ということばは、児童福祉法制定以後いわれてきたもので、戦後暫時は、まだ家族舎制といっていたところもある。つまり入所してくる児童は比較的家庭に恵まれていなかつたものが多いから、まず好ましい家庭を与え、その雰囲気の中で教育すべきであるとし、寮長夫妻は親代りであると考えられていたようである。しかし現在では、親子関係のような複雑、微妙なもの、しかも児童の非行化に何等かの意味で関係があったものを、児童に押しつけるこ

とは効果がない。したがって、寮長夫妻は児童の親代りになることはできないし、またそうあってはならないという考えが支配的になってきた。こうしたことから、現在では家族舎ということばは殆んど使用されていない。

再び表12にもどると、この表は全国58ヶ所の教護院の昭和47年8月現在の収容形態と、現存の教護院の創設時における収容形態とを比較したものである。

教護院の創設時の収容形態は、当時の各県の経済事情や感化事業に対する思潮の相違によって、家族舎制、保母のみによる単独制や寄宿舎制、また寄宿舎と家族舎を併用したものなど、多様な形式をとったようであるが、やがて家族舎制が主流を占めるようになり、昭和47年現在においても、小舎・夫婦制をとっているところは41ヶ所である。この小舎・夫婦制は、70年を越える教護事業の実践の過程の中で、現在なお効果的な指導形態として存続しているのである。

国立武蔵野学院をはじめ大部分の教護院で採用しているこの伝統的な夫婦制と、東京都立誠明学園、都立萩山実務学校など、最近若干の教護院で採用されるようになった小舎・交替制とを比較し、これらの制度の現状およびその有効性と問題点について考察してみたいと思う。

(2) 誠明学園における収容形態

小舎・交替制とは、児童を小舎に収容し、数人の指導者で交替で指導する制度である。昭和47年現在の資料によるとこの制度で運営されている教護院は、都立誠明学園、萩山実務学校、岐阜県立岐阜学院、福岡県立福岡学園、沖縄県立沖縄実務学園である。

そこで次に、我われが実際に訪問、聞き取りによって実態を調査した誠明学園の場合を中心に、その交替制について述べてみる。

誠明学園の場合も昭和8年の創設時は全寮、夫婦制であったがしだいに夫婦制寮が減少し、夫婦でない寮長と寮母の一組が指導するといった併立制寮が増加、昭和37年頃には13ヶ寮のうち、夫婦

表12 教護院の収容形態分類

収 容 形 態	創 設 時	昭和47年8月現 在
小舎・夫婦制（小舎で夫婦が指導）	38	41
小舎・併立制（小舎で夫婦でない男女の一組が指導）	1	3
小舎・単独制（小舎で教護もしくは教母が単独で指導）	3	1
小舎・夫婦制（小舎で夫婦制と併立）	1	2
小舎・併立制（制を併用）		
小舎・夫婦制（小舎で夫婦制と寄宿）	1	0
小舎・寄宿舎制（舎制を併用）		
小舎・交替制（小舎を数人の指導者で交替で指導）	0	5
中舎・交替制（中舎を数人の指導者で交替で指導）	0	3
寄宿舎制（寄宿舎で多数を収容し指導）	2	1
その 他（小舎集中管理制、小舎家庭学園方式）	0	2
不 明 の も の	12	0
計	58	58

（注）創設時は「教護事業60年」P71～198、「非行少年」N.168・P16、

昭和47年現在は「全国教護院勤務職員待遇実態調査」全国教護協議会より作成。

制寮は4寮、併立制寮は9寮という割合になり、その後、寮長、寮母の他に代行保母1名を加えた1寮舎3人制を経て、昭和45年5月、全寮4人交替制に移行した。

一方、学習指導の方は、昭和37年頃は数名の専任を除いてすべて寮長兼学級主任という形がとられていたのであるが、昭和39年度から漸次専任に切りかえることになり、現在は全学級が専任で、学級担任は原則として寮の業務には携わらない方式がとられている。

誠明学園は、昭和49年3月現在、定員192名で、内男子128名、女子64名となっており、男子寮は8寮で、1寮の定員16名、女子寮は4寮で1寮の定員16名となっている。昭和49年3月末の在籍者は男子86名、女子23名で、したがって、男子寮には各寮10名前後、女子寮には名寮6名程度が入所している状態である。職員は保母と指導員が一人ずつペアを組んでおり、2ペア、つまり4名が一つの寮の指導にあたっているというわけである。

勤務時間は午前6時30分から午後3時15分迄の早出と、正午から午後8時45分迄の遅出の継続8時間勤務で、早出、遅出とも原則として指導員、保母の2人のペアによる勤務となっている。夜間は4人のうち遅番のペアのどちらか1人が宿直をするシステムである。また早出と遅出の勤務時間の途中、正午から午後3時15分迄4人の職員ダブル勤務をし、この時間に職員の会議や、保護者との面接、午前と午後の処遇の打ち合わせなどが行なわれる。誠明学園の正職員93名のうち、44名が寮担当職員で、17名が学科職業担当職員である。学科職業指導担当職員の場合は午前8時30分から午後5時15分までの勤務で全員が園外から通勤しており、また寮担当職員も、その大半は自分の寮から離れた職員宿舎から、自分の寮に通勤するという型をとっている。

(3) 交替制と夫婦制の特徴

以上のようないわゆる東京誠明方式の4人交替制と夫婦制との実際的効果については比較が困難であるがこの交替制の特長およびその問題点を把握しながら、この二つの制度の有効性について次に考えてみる。

① 交替制の特長

交替制の主な特長として次の四点が考えられる。

- i) 職員の労働条件の改善
- ii) 職員の専門性の向上
- iii) 職員の私的生活の確保

iv) 独善的な指導の排除

i) の職員の労働条件の改善という点については、夫婦制では、教護職員は児童の入園から退園までの期間、児童の養育、保護指導をするので、日日の寮勤務をある時間単位で画然と区分することは難しく、8時間勤務の枠の中にはまらないという、労働基準法との関連上の問題がある。しかし交替制においては、断続的な勤務を廃止し、完全な8時間勤務制が確立されるのではないかと思われる。また現在、伝統的夫婦のみによる24時間勤務をとっている施設はしだいになくなりつつあり、夫婦のほかに交替要員を準備している施設が増加しつつある状態である。

ii) 職員の専門性の向上

夫婦制では、たとえば夫が教護としての専門職の資格を持っており、一方妻が持っていない場合でも、教護の妻であるということから教母の役割をするというような無理が多くなることがある。しかし併立制あるいは交替制では、そうした問題は解消され、職員の専門性を高めることができるのでないかと考えられる。

iii) 職員の私的生活の確保

通勤による交替制の運営により、公私が分離され、職員の私生活は従来より確保されるようになったと思われる。

iv) 独善的な指導の排除

夫婦制では、独善的偏見が生ずる危険性があるが、4人交替制では、合議制によりそれが解消されるのではないかと考えられる。

また、夫婦制では、ある児童がどうしてもその担当の夫婦に馴染むことができない場合があるが、4人の担当者がいると、4人のうちの誰かには馴染むこともある。

すなわち、多数の職員がその持味を生かした教護を行なうことは、夫婦制にみられたる如にとじこもった寮舎運営にはない長所を十分に發揮しえるのではないかと考えられる。

② 交替制の問題点

4人交替制の問題について、次の主なる4点より考

察する。

- I) 人件費
- II) 指導の一元性，一貫性
- III) 指導上の責任の所在
- IV) 教護力

I) 人件費

夫婦2人で指導していたのを4人で担当するようになるのであるから、当然人件費は倍以上かかり、それに応ずる予算が必要となってくる。

II) 指導の一元性，一貫性

一例をあげると、たとえば朝の子どもの様子と夕方の子どもの様子とが異なる場合、朝から晩まで子どもといっしょにいるとそれがすぐわかるものであるが、交替制の場合において、職員が交替する時に口頭で伝えたのでは、その微妙な雰囲気までは伝えることができないと思われる。また、職員が4人になると、職員間での意見の統一を欠いたり、また児童の側から職員のチームワークを乱すような者も出てくることがある。

その点、夫婦制では指導者が夫婦であるから、児童の接し方に一体感があり、お互いに独断や不信、意見のくいちがいなどが余り起こらないし、きめ細かい観察や指導ができ、また指導の方針や目標が一貫している。

したがって、交替制の場合では、職員がお互いの立場を尊重しつつ、合議による協調につとめ、4人の協力体制によって、指導の一元性を保つようにすることが大切ではないかと思われる。

III) 指導上の責任の所在

たとえば収容児童が何か事件を起こした場合、交替制においては、その事件が生じる前の時間の担当者の勤務の時に、その事件の発芽があったとしても考えられるし、また一方、事件が発生した時点の担当者に落度があったとも考えられる。このように交替制では責任の所在が不明確になりやすい問題がある。その点、夫婦制の方では養育指導の任に当たる責任者がはっきりしている。

IV) 教護力

夫婦制の場合では、特に問題がある児童に対しては比較的問題が軽い児童の養育指導をしながらも、その

中で、その児童の問題に集中して指導することができる。しかし、交替制では、たとえば学力の劣る子どもに対してある指導員がその子どもに対し特にその面での指導をした場合、他の子どもは、その先生がその子どもだけを可愛がっているというように受けとったりすることがある。また職員が交替するということによって、特に問題がある児童だけを常に集中して見守るということはできない。したがって、その結果、比較的問題が軽い児童ばかりならいいが、かなり処遇が困難な児童に対しては、いかに対応していくかという問題が生じてくるように思われる。

V) その他の問題

その他の問題として、職員採用の問題、4人のチームのとりまとめ役、すなわちスーパーバイザーの必要性などが考えられる。

(4) 終りに

以上、現時点における教護院の収容形態について、交替制と夫婦制を中心に、その実態について述べたが交替制がどのような成果を生みつつあるか、またどうなってゆくかということについては、今後さらに長期的に見守って行く必要があると思われる。

教護理念および教護院における指導形態や収容形態また職員の勤務体制が時代の推移に伴う近代化、合理化、労務管理や労働問題などに、いかに対応してゆくか、さらにまた、今後いかに変容して行くか、そしてそれは将来どうあるべきかということについては、これから研究課題であると考える。

(注) 「全国教護院勤務職員待遇実態調査」全国教護協議会、昭和47年

2. 学習指導

(1) 教護院における学習指導の変遷

① 感化法時代

① 感化院の教育

感化院の教育とは何か。感化院施行規則（明治34年、改正大正11年、昭和2年）第5条に「在院者ニハ独立自営ニ必要ナル教育ヲ施シ実業ヲ練習セシメ女子ニ在テハ家事裁縫等ヲ修習セシムヘシ」と漠然とで

はあるが、教育即ち学科を中心としたもの、実業即ち実科及び女子の家事裁縫の3つをあげている。公、具体的に2・3の院についてみると、感化院という名称を最初に使用した高瀬真郷氏の東京感化院（明治18年）では、「(4)感化法ハ専ラ道義学ヲ以テ矯正ノ手段トナス。(6)講義、普通学校、静坐ノ3科ヲ以テ教誨ス。(7)講義科ハ感化心学、西洋心理学、経書、仏典、(8)普通学科ハ修身、歴史、地理、経済、算術、習字、理化学、生理、博物、(20)生徒ハ特別ノ場合ノ外總テ攻業ニ從事セシム。(21)攻業ハ下ノ種目ニヨリ漸次ニ着手セシム活版工、製本工、写真、西洋裁縫、筆工、メリヤス織工、版本彫刻」(()内は条文番号、条文は適宜省略)又、先達者留岡幸助氏の家庭学校概則（明治34年）では、

「(4)本校生徒教養ノ方法ハ専ラ職業ヲ授ケ加フルニ德育、智育、体育、及宗教ヲ以テス。但シ宗教ハ基督教ニヨル。(5)本校ハ家族制度ニ由リテ生徒ヲ家庭的愛情ノ裡ニ董陶スルモノトス。(6)本校ノ主義ハ勤勉・独立正直・清潔ノ4大主義ニシテ之ヲ総括スルモノハ活ケル信仰ナリ」(()内は条文番号、条文は原文のまま)以上、要するに感化院の教育は、表面上の形体からみると、(1)学校教育に準じた学科を行う。(2)職業教育にも通ずる労働を行う。(3)家族形態による生活教育を行う。と3分野に分けることができる。

② 感化院と義務教育

感化院の教育は、法規上では前述の様に感化院施行規則第5条に見られるが、収容児中には多くの学齢児童を含んでるので、義務教育との関連が当然考慮されなければならない。しかし同法はこの点については何ら触れていないし、一方学校教育（小学校令）の方も収容児についての条文は特にない。いわば収容児は両者の間で放置された状態にあった。このため就学義務について疑問が起ったのは当然であり、これについて、明治43年4月、長野県照会、文部省普通学務局回答の例規がある。「感化院ニ収容セシ児童ノ就学義務ニ關シ左記ノ廉疑義ニ亘リ候条至急何分ノ御回示相煩度此度照会候也。

記

- i) 感化院ニ収容セシ児童ハ尚小学校令ノ支配ヲ受クヘキ乎
- ii) 若シ小学校令ノ支配ヲ受クトセハ感化院長ハ感化法第8条ニ依リ感化院ニ収容セシ児童ノ親権者タルカ故ニ同令第36条第1項但書ニ該当セル場合ニハ

感化院長ニ於テ市町村長ノ認可ヲ受ケサルヘカラズ然ルニ在院児童ノ籍ハ其ノ本籍地又ハ住所地ニアルヲ以テ認可ノ手続ハ其ノ本籍地又ハ住所地ノ市町村長ニ向テ之ヲ為スヘキヤ或ハ感化院生ハ總テ寄留（又ハ転籍）届ヲ為シタル上感化院所在の市町村長ニ向テ其ノ手続ヲ為スヘキ乎。

これに対して

- i) 感化院ニ収容セラレタル学令児童ハ小学校令第32条第3項ノ義務ヲ履行スルヲ得サル状態ニアルモノニシテ全ク其ノ義務ヲ免レタルモノニアラズ
- ii) 感化院ニ収容セラレタル学令児童ノ就学ニ關シテハ小学校令第36条第1項但書ニ依リ市町村長ノ認可ヲ受クルノ限リニアラズ」

即ち、照会の要点は、収容児が小学校令の支配を受ける場合、感化法第8条により院長はその親権を行うから、義務教育を受けさせねばならない。（小学校令第36条「学令児童保護者ハ就学セシムヘキ児童ヲ市町村立尋常小学校ニ入学セシムヘキ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又其ノ他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得）ということで、収容児の保護者は、収容中も就学義務についての親権を行うが、感化法により義務を履行出来ず事實上停止されたものと解釈されている。このため入院児は、義務教育終了が認められない状態にあったが、実情は進学就職につき当事者は苦心して市町村長と合議し、小学卒業証書をうる途をとっていたものが少くなく、小学校令第36条の広義解釈を行っていたと見られ、この点現在にも通じている処置といえよう。

② 少年教護法時代

少年教護法の教育

少年教護法第3条

少年教護院ニ於ケル教護ノ本旨教科設備及職員ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第24条 少年教護院ハ在院中所定ノ教科ヲ履修シ性行改善シタルモノニ對シテハ其ノ退院後ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタル者ト認定スルコトヲ得。但シ少年教護院ノ教科ハ小学校令ニ遵拠シ文部大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。前項ノ認定ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ノ適用ニ關シテハ尋常小学校ヲ卒業シタル者ト看做ス。

少年教護法施行令第1条

少年教護院ニ於ケル教護ハ在院者ニ對シ監護養育ヲ加ヘ道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ独立自営ニ必要

ナル知識技能ヲ授ケ其ノ資質ノ改善向上ヲ図ルヲ以テ本旨トシ特ニ在院者ノ性能ニ応ジ其ノ日常生活ノ訓練指導ニ留意スペキモノトス。

第2条 少年教護院ノ教科目ハ修身，国語，算術，国史，地理，理科，図画，作業科，唱歌，体操及実業（農業，工業，商業）ノ一科目又ハ数科目トシ女子ノ為ニハ家事及裁縫ヲ加フ……。

第3条 少年教護院長ハ在院者ノ性能ニ応ジ之ニ課スベキ教科目ヲ斟酌スルコトヲ得。

以上のように，教護の本旨が感化法に比べて明確にされたといえるが，小学校令第1条に「児童身体ノ発達ニ留意シ，道徳教育並ニ国民教育ノ基礎ヲ授ケ，併セテ日常生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トナス」とあるので，これに則って作成されたものと考えられる。更にこれを三分野に分けられた感化法に較べてみると，(1)小学校令にならって学科を行うよう改正された。(2)職業教育に通ずる労働については，教科目中の「体操及実業トシ女子ニハ……」となり，全く学校教育に吸収された。これは入院年令が18才から14才未満に引下げられたことにもよろう。(3)生活教育については，「日常生活ノ訓練指導ニ留意スペキモノトス」との条文が入っている。要約すると，少年教護法は，法的には教科終了による学力認定をしする途を開き，又教護教育の中心として学校教育を打出したといつてもいいだろう。教護院はここに義務教育の問題を解消したかに見えた。だが次の2点に若干の疑義を残していた。1つは，学校教育面のウエイトが当然拡大され，伝統的感覚的に育ってきた感化教育即ち教護教育が学校教育にすりかえられ，ある意味では本来の発展を阻まれる危険性がでてきたことである。他の1つは，少年教護法第24条，教護院長の教科修了の認定である。条文では義務教育の修了は性行改善したる者に退院後認定されるのであるから，義務教育即教護教育となっていること，そしてこの教護院長の認定が退院児の予後に実質的には効果的活用が期待し得ない（現行児童福祉法と同様に）ということも当然考えられることだからである。

③ 児童福祉法時代

① 児童福祉法の教育

院内教育について，関連条文をみれば

第45条 「厚生大臣は，中央児童福祉委員会の意見を聞き，児童福祉施設の設備及び運営（里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護）について，最低基準

を定めなければならない」〔()内は昭和25年改正により加えられたもの〕とさる。これにより設備運営についての一定基準が設けられることになり，児童福祉施設最低基準（厚生省令第63号）が，昭和23年12月29日公布された。その第101号に「教護院における生活指導，学科指導及び職業指導は，第1項すべて児童の不良性を除くことを目的としなければならない。第2項，学科指導には学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。第3項，生活指導及び職業指導には，養護施設におけるそれらの事項に関する規定（第70条，第71条）を準用する」とあり，こゝに教護院の教育は，形の上では明確に三分野に分けられた。

こゝでは，学習指導に限って見ていくと，児童福祉法第48条第2項「教護院の長は，在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めたる者に対し，小学校又は中学校の課程を修了したものと認定しなければならない。前項の教科に関する事項については，学校教育法第20条又は第38条の監督庁の承認を受けなければならない。前項の規定により，承認を受けた教護院の教科に関する事項については，文部大臣（國の設置する教護院以外の教護院については，学校教育法の規定による都道府県監督庁）がこれを監督する。第2項の規定による認定を受けた者は，学校教育法の規定による小学校又は中学校の課程を終了した者とみなす」とあり，①教護を三分野にとらえて，学校教育をその一面と限定してきたこと。②教科終了の認定と性行改善の認定を切り離したこと。など改革が見られるが，監督庁の教科認定ということがあり，これが教護院の独自性をおかすという見方が残った。同法は，第5次改正（昭和26年）で次の通りになった。

第48条 第1項 略

第2項 教護院の長は在院中学校教育法の規定にある小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に對し，修了の事実を証する証明書を発行することができる。

第3項 教護院の長は前項の教科に関する事項については，文部大臣の勧告に従わなければならぬ。

第4項 第2項の証明書は，学校教育法により設置された各学校と対応する教科課程について，各学校の長が授与する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。但し教護院の長が第3項の規定に

よる文部大臣の勧告に従わないため、当該教護院における教科に関する事項が著しく不適当である場合において、文部大臣が厚生大臣と協議して当該教護院を指定したときは、当該教護院についてはこの限りではない。

② 教護院の学習指導と学校教育の関係

しかし、学校教育法では、感化法、少年教護法を通じて一貫してその態度は変わらず、学校教育法第23条「保護者が就学させなければならない子女で、病弱・発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規定により、教育に関し都道府県の区域を管轄する監督庁の認可を受けて、前条第1項に規定する義務を猶予又は免除することができる」の取扱いをしており、昭和28年初等中等局長は照会をうけ、「少年院、教護院入院児童生徒についての処置は就学義務の猶予とする」との回答を出している。

昭和29年2月、滋賀県教育委員会より文部省に照会した「教護院にある児童生徒の学籍取扱いについて」に対する初等中等教育局長の回答（昭和29年3月26日委初第23号滋賀県教育委員会教育長あて初等中等教育長回答）も、次の通りである。

照会 標記のことについて別記案のように取り扱いたいと考えますが、適否について照会いたします。卒業時期も迫っていますので折返し御回報をお願いします。

記

一 小・中学校に在籍する児童生徒が、児童福祉法第27条によって教護院入院の措置を受けたときは、校長は学校教育法第26条の適用による出席停止と見なし、その児童生徒の学校教育を教護院長に委託したものと認める。従って、学籍はそのまま学校におき、指導要録等教育関係書類を教護院に送付する。

一 小学校在学中の児童が教護院入院の措置を受け教護院において小学校の課程を修了したときは、校長は学籍を関係中学校に移す。

一 教護院に入院する児童生徒がその措置を解除され、小・中学校に復したときは、校長は学校教育の委託を解除し、出席停止をといたものと認め教護院長の発する修了の事実を証する証明書に基づき該当年に復させる。教護院長は指導要録等教育関係書類を学校に送付する。

一 教護院において小・中学校の課程を修了した児

童生徒に対し、校長は教護院長の発する修了の事実を証する証明書に基き卒業証書を授与する。教護院長は中学校の課程を修了した生徒の指導要録等教育関係書類を中学校に送付する。

回答 昭和29年2月3日付滋教委学第34号で特殊教育室長あて照会があつたことについて下記のとおり回答します。

記

一 児童生徒が教護院に入所した場合の就学義務の取扱については、現行法上は、学校教育法第23条に規定する「その他やむを得ない事由のため」就学義務の猶予又は免除を受けるべき場合と解すべきで、「出席停止と見なし、その児童生徒の学校教育を教護院長に委託したものと認める」ことはできない。従って、御質問の学籍の問題は生じないと解する。

指導要録については、その写を校長から教護院長に送付し、児童生徒の入所中の教育に資するとともに所要事項の記入を依頼することが望ましい。

二 中学校へは新たな入学の手続が必要であり、学籍のない小学校から「学籍を移す」ということはあり得ない。

三 校長がその児童生徒を、当該証明書に基いて該当学年に編入させるということは、お見込のとおりである。

指導要録については、一により了知されたい。

四 卒業証書を授与することはできない。指導要録については、一により了知されたい。

厚生省と文部省が打合せを行なった結論として、雑誌「教護」第51号（昭和30年3月）に掲載された教護院における教育の法的位置づけは、次の通りである。

i) 教護院は学校教育法第1条にあげられていないから学校教育法による学校とは認められない。

ii) 学校教育法第31条による教育事務の委託（町村が小学校設置不可能の場合、他の市町村に児童の教育事務を委託すること）は、教護院には適用されない。

iii) 学校教育法第26条規定の児童の出席停止は短期間のものであるから、教護院の児童が出身学校に在籍のままで出席停止中のものであるとは認められない。

iv) 教護院児は、学校教育法第23条を適用し、「そ

の他やむを得ない事由」で、就学義務の猶予又は免除をしているものと考えられる。

即ち、教護院は学校ではない、教育の委託はできない。教護院児は出席停止ではなく義務教育を猶予又は免除されたものである。という見解である。

昭和37年には、教護院学科指導問題で活躍していた滋賀県立淡海学園長小嶋直太郎氏の熱意により、2月22日衆議院予算分科会で、滋賀県選出西村閑一氏の質問演説が行われたが、その概要は次の通りである。

西村 「準ずる教育という意味は如何」

辻村 (文部省初等中等局特殊教育主任官)「大体小中学校での教育内容に準ずる内容の教育をすると考える」

西村 「卒業証書がもらえない教育では就職も出来ない。厚生省の考え方如何」

里木 (厚生省児童局長)「準ずるとは小中学校の教科書を用い教科を行うのだが、対象児の特殊性に着目し職業指導生活訓練を兼ねて行い、そこでこの教科終了児に院長が終了証明書を発行する。これは一般学校の卒業証書と同一効力を有するが、逆効果なので、地元の教育委員会と話して、もよりの学校の卒業証書をもらう様お願いしている。

以上よりの学校の協力を得ているという実情である。

現在、学籍問題について、58の教護院のうち、44の教護院が入院時児童相談所を通じて学籍を出身学校にそのまま置く様に依頼し、卒業時期に復校或いは教護院の学業成績報告により、原学校の証書を発行してもらうようにしている。

(2) 学習指導の実態

① 日課の中の学習指導

教護院における教護児童の現行の日課は、例として次に掲げるようなものであり、他の教護院においてもほぼ同じように組まれている。また、昭和16年3月に発行されている「武藏野学院20年史」をみても、概ね同じような日課となっているから、このような日課編成はかなり古くから定着しているようである。但し、レクリエーション活動、クラブ活動等が日課の中にでてくるのは、児童福祉法に準拠するようになってからのことである。

この日課の中で、教護院がねらう全人教育の一つの柱である学習指導はどう組まれているかをみると、午前中はいずれの教護院においても学習指導、午後(3

時頃まで)は、教護院によっていくつかのタイプに分かれるが

- I) 学習指導
 - II) 職業(作業)指導
 - III) 学習指導と職業指導
 - IV) 学習指導、職業指導、クラブ活動
- などに大別される。

なお、教育年令による学習指導のプログラムの相違はみられない。

(東京都立誠明学園の日課)

5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
—————																
起	登	朝	学	習	昼	學	職	ク	入	夕	だ	自	反	テ	就	ん
床	校	礼	食	習	食	習	業	ラ	浴	食	ん	省	レ	寝	ブ	ら

(千葉県立生実学校の日課)

6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
—————																
起	朝	登	自	学	習	昼	學	ラ	学	習	お	課	清	夕	自	反
床	食	校	・	習	・	食	・	ジ	ラ	習	や	外	タ	由	入	テ
・	・	・	洗	・	・	・	教	オ	・	操	つ	レ	掃	浴	自	会
洗	面	・	・	・	・	室	室	・	・	操	・	ク	食	省	・	レ
掃	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	リ	・	・	・	就
			清	・	教	室	・	・	・	・	・	エ	・	・	・	・
			掃	・	室	・	・	・	・	・	・	シ	・	・	・	シ
			除	・	・	・	・	・	・	・	・	ヨ	・	・	・	ヨ

(京都府立済陽学校)

曜 時間	月	火	水	木	金	土	日
6.30 7.00	起床	洗面	清掃				
7.00 8.20	朝食	環境	身辺整理	登校準備			
8.40	朝会				朝食		
					寮舎内外清掃整備		
					洗濯		
11.45	教科學習				夜具消毒		
12.00 13.00	昼食	後始末	休憩		身辺整理		
13.10	教科 習	クラブ 活 動	教科 習	クラブ 活 動	共 同 実 習	余 暇 活 動	レクリエーション
14.50							
15.00 17.00	寮別指導	余暇活動	レクリエーション				
17.00 18.00	清掃	夕食					
18.30 21.00	自習	入浴	反省	テレビ			
21.00	後始末	就寝	消灯				

② 学級編成

教護院における学級編成の実態を昭和48年度厚生科学研究院(注1)による実態調査(昭和48年4月1日現在)のデータからみると表13のようになっている。

表13 全国教護院の学級編成

学級 編成	普通学級										特別学級をもつもの			
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	回答なし	計	平均
施設数	2	1	2	8	17	13	5	5	3	0	1	1	58	4.5
													16	

即ち、全体の半数以上は4クラス又は5クラスの編成をしており、全教護院の平均学級数は4.5クラスとなっている。

上記の表で10クラス編成しているのは東京都立誠明学園であるが、このクラス編成は表14のとおりである(昭和49年度)。

表14 誠明学園のクラス編成

クラス	人数	クラス	人数
小学校2年3年	8	中学校2年A	13
" 4年	9	" B	13
" 5年	9	" 3年A	17
" 6年	15	" B	15
中学校1年	23	" C	15

(注2)

最も多いクラス編成をしている教護院ですら複式学級の編成をしているわけであるから、全国の殆んどの教護院において、一部児童又はかなりの児童について複式学級になっているとみてても誤りないであろう。

また、基礎教科である算数(数学)、国語については、特に能力別学級編成をしているところが多い。能力別学級編成の利点としては、

- i) 学力にふさわしいカリキュラムが組めること
- ii) 学力、学習進度に大きな格差のある教護児童においては、個別指導がやりやすいこと
- iii) 児童に学習に対する興味を持たせやすいこと

などがあげられる。(欠点として、i)児童に劣等感や差別感を与えやすいこと。ii)異質の児童によって与えられる刺激、切磋琢磨される機会が乏しくなること、などがあげられるが。)しかし現実に「中学2年の学年齢の者が、能力上、小学校4・5年の複式クラスの算数に編入され、能力のある児童がたやすく理解しあえたとしても、ただちに6年、さらには中学クラスへ編入されるとは限らない。6年のクラスがないのである。そこで他の児童が理解するまで時間を費し、ある児童は絵などかいて遊んでいるとのべている」(注3)というような事態も存在しており、職員不足、設備不足などともあいまって、理想的な状態で運営されているとはいがたく、教護効率を高めるうえで問題があるようにみえる。

更に普通教育についていけない低知能の児童に対して、特別学級を編成している教護院は極めて少なく、これら低能力の児童に対する特別学級の設置は急務といえる。

③ 学籍及び修了証明書

教護児童の学籍をどこに置き、修了証明書をどこが発行するかは、児童の一生にとって極めて重要な問題である。法的には、前述のとおり義務教育に準じた教育を教護院において受けることとなっており、教護院長が修了証明書を発行できることになっている。

このような状態に対して、実際には多くの場合、教護院側の大変な努力によって、学籍を出身校等に置き、その学校から修了証明書が授与されるように計らわれている。

学籍及び修了証明書の現況について分類すれば

- i) 出身校に学籍のある者
- ii) 院内分校又は教護院所在地の学校に学籍のある者
- iii) 教護院が“準じた教育”をなしているものとなる。この状態を昭和48年度厚生科学研究（注4）によると<表15>のとおりとなっている。

表15 学籍・修了証明書の状況

区分	学籍	修了証明書
i) 出身校	44	49
ii) 院内分校又は教護院所在地の学校	5	3
iii) 教護院	8	5
iv) 不明	1	1
計	58	58

(昭和48年4月1日現在)

同様に近畿教護協議会が昭和32年6月7日に行なった調査（注5）をみると<表16>のようになっている。

表16 学籍・修了証明書の状況

区分	学籍	修了証明書
i) 出身校	22	22
ii) 院内分校	1	1
iii) 教護院	16	3
iv) 教護院と出身校の混在	7	19
v) その他	0	1
vi) 不明	1	1
計	47	47

二つの調査を比較すると、この十数年の間に修了証明書は出身校にという傾向が顕著になっていっていることがわかる。教護院における学科指導の問題が取り上げられて久しいにも拘らず、何らの根本的解決はなされていないが、各教護院の努力によって姑息な解決法ではあるが、児童にとって有利なように改善されているものもあることがわかる。

④ 学習指導を担当する職員

教護院における教護・教母の配置は、現在（昭和49年度）教護・教母；児童=1:6で運営されており、この人員によって、教護事業の目的である“児童の不良性を除いて社会に適応させる”ため、「学ぶ教育=学習指導」、「働く教育=職業指導」、「暮しの教育=生活指導」のすべてを受持っているのである。即ち、寮担当として生活指導もすれば、学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教育も担当しなければならない仕組みになっているわけである。

そこで当然教員としての資格が問題となるが、「現に教育を施している教員の3割程度しか教員免許をもっていない（注6）」ともいわれる。それでもなお人員が不足のために学級規模を大きくし、（理想的には低年令児で8人、高年令児では13人とする（注7））、学級数を少なくする方法がとられており、適切な学級編成にはなっていない。

現に学習指導を担当している職員に関する問題点として次のようなことがあげられる。

- ① 社会学科、社会福祉学科系の出身者が大部分を占めるため、教員免許が社会科に偏在している。
また、小学校免許の所有者が殆どいないこと。
- ② 芸術・音楽・保健体育、理科等の免許所有者が特に少ないとこと。
- ③ ひとりの職員が数教科並びに数学年にまたがって担当しなければならないため授業日数が多く、自己研さんの余裕がないこと。

④ 学習指導のための専門的研修の機会がないことなお、48年度厚生科学研究（注8）の調査によれば、全国58教護院中、分校が設置されているもの2ヶ所（宮城県立さわらび学園、福岡県立福岡学園）教員が派遣されているもの13ヶ所となっている。

⑤ 教材等の整備状況

教材及び教具の整備状況について、理科教育振興法、産業教育振興法、高校図書館法、小・中学校教材基準等に基づく整備基準と、東京都立の2教護院における

教材・教具の整備状況を比較したのが次の表(注9)である。教護院内における教材等の配置がいかに低いものであるか明らかになっている。

表 17 教材・教具の整備状況

(昭和49年7月現在)

科 目	院 名	基 準 品目数	萩山実務学校		証 明 学 園	
			現 有 品目数	整 備 率	現 有 品目数	整 備 率
共 通		2 5	1 6	% 6 9	2 3	% 9 2
小 学 校	国 語	5	1	2 0	4	8 0
	社 会	2 2	1 3	5 9	6	2 7
	算 数	4 5	1 2	2 7	1 3	2 9
	理 科	1 6 7	8 8	5 3	5 5	3 3
	音 楽	3 4	1 4	4 1	1 0	2 9
	図 工	5 4	2 7	5 0	7	1 3
	家 庭	3 6	8	2 2	1 8	5 0
	体 育	3 5	2 0	5 7	1 8	5 1
中 学 校	国 語	6	0	0	1	1 7
	社 会	3 7	1 6	4 3	9	2 4
	数 学	2 6	8	3 1	1	4
	理 科	2 8 5	1 2 3	4 3	2 7	1 0
	音 楽	3 3	8	2 4	6	1 8
	美 術	4 7	2 2	4 7	1 7	3 6
	技 家	1 5 7	3 7	2 4	7 0	4 5
	保 体	4 1	2 3	5 6	2 0	4 9
	外 国 語 (英語)	7	0	0	1	1 4

注 1) この表は、教材基準・理振法・産振法等を根拠にして、品目数で教材・教具の充足状況を示したものである。

2) 小・中学部、それぞれ学校規模 5 学級以下の整備基準と比較をした。なお、共通品目については小・中学部で共用している教護院の実状から、学級規模 6 ~ 12 学級の中学校の基準に、小学校の品目を加え、重複した品目を差引いて比較の基礎とした。

(3) 学習指導体制の問題点

教護院の教育理念、教護院の近代化等が検討される中でいろいろな問題が取上げられて来ているが、学習指導（学科指導）ほど論議をよんだものはないであろう。児童福祉法制定後の昭和 20 年代後半から今日に至るまでの教護事業の中心的課題であったにも拘らず、学習指導に関する数

多くの問題は基本的には何らの解決もなされていない。この問題は厚生・文部の両域にまたがる問題であるために解決がはかどらないということもあろうが、対象となる児童が極めて一部の“特殊”な児童であることのために問題が一般的になりにくく、一般の関心を集めにくいこと、更にこれらの児童の後には、身体障害児や精神薄弱児にみられるような親たちの結束（児童に代って行政にものをいう圧力団体）がないことも原因となっているのであろう。しかしどんなに対象となる児童が特殊であつても看過しておいてよい問題ではない。児童たちが、人間性を涵養する大切な時期にあること、また児童の将来を考えれば、一刻も早くこの問題を具体的に解決すべきである。

① 教育権と就学猶予・免除

教護児童たちは、たまたま“不良行為をした”“なすおそれがある”ことの故に、すべての国民に保障されているはずの教育を受ける権利を奪われ、本人の希望でも家族の意志でもないのに、義務教育からはじき出されてしまっているわけである。就学猶予、免除規定があること自体、憲法違反として問題になる点であるが、かりにそれを是認したとしても、制度上、すべての対象児童が義務教育から除外されているのは他には例がなく極めて重大な問題である。

こうして教護児童たちは正規の教育から除外されているために正規の修了証明書を受けることができず、代りに「教護院長が修了証明書を発行することができる。」（児童福祉法第 48 条）ことになっている。教護院長名で発行される証明書が社会でどのような役割を果すか容易に想像のことである。児童たちは一生烙印を押されて生きて行かねばならないのである。

これに対し、大部分の教護院では児童の履歴を保障するために、法的には認められないが、“たのみこんで”出身校に修了証明書を出してもらったり、教護院所在地の学校から発行してもらったりして、地域的・個別的に解決しているのが現状である。こうした姑息な方法を労しなくてもすむよう、法的解决を図るべきである。

② 教護院内部における学習指導体制

教護院における教育の問題は、ねらいは全人教育であり、その達成手段として学ぶ教育、働く教

育、暮しの教育の三つの柱がうち建てられ、これは明治33年感化法制定以来今日に至るまで70年に亘って続いている。(少年教護法時代の学校教育中心主義の時代もあったが)。即ち学習指導は全人教育の一環としての位置を占めているわけで、教護事業の対象、目的を考えると極めて妥当なものと思われる。

しかし、反対に全人教育の一環ということを強調するあまり意識的に低い座を与え、教護院の独自性を強調しすぎたきらいはないであろうか。教育が普及し、東京都における高校進学率は97%にも及ぶといわれる今日、学習指導のあり方を考え直す時期にあるのではないかろうか。全人教育の一環としての意義の外、家庭や社会に帰って行った時、抵抗なく生活に順応できるような教育水準が教護院の中に確立されねばならない(少なくとも能力のあるものについては)。即ち、教護院の学習指導に対し、全人教育のための一手段としての役割の他に、もう一つ積極的役割を期待するのである。学習指導の内容まで“準じ”てしまってはいられないであろうか。

現実にはすべての教育条件との内容の面で劣っているといわざるを得ない。教育課程の編成、クラス編成職員の数と質、教材等の整備状況などから考える時、児童の能力、問題性とも考え併せると、はかばかしい指導効果など期待できるはずがないとさえ思われる所以である。しかしながら教護院内部からは教育の“質”的問題に対する論議が殆んど聞こえてこないのはなぜであろうか。古くて長い歴史をもつ教護院ではあるが、今や時代に即応した指導内容に改善し、充実させるべきと考える。

(注1) 昭和48年度 厚生科学研究

「教護院における学科指導のあり方について」
主任研究者 青木延春

(注2) 東京都立教護院の学習指導に関する中間報告
(昭和49年7月)

(注3) 非行問題 169号(昭和49年4月号)

菊田幸一稿「教護活動における法的諸問題」

(注4) (注1)に同じ

(注5) 教護 78号(昭和32年6月号)

(注6) (注3)に同じ

(注7) (注2)に同じ

(注8) (注1)に同じ

(注9) (注2)に同じ

参考文献・資料

- ・社会局『感化事業回顧三十年』昭和5
- ・三浦慈圓『少年教護法の解説と教護教育』東陽書院
昭和10
- ・熊野隆治他編『少年感化の母 池上雪枝』大阪朝日新聞厚生事業団、昭和15
- ・菊池俊諦『武蔵野学院二十年誌』武蔵野学院浴風会
昭和16
- ・全国教護協議会編『教護事業60年』昭和39
- ・国立武蔵野学院編『武蔵野学院五十年誌』昭和44
- ・全国教護協議会『教護院運営指針』昭和44
- ・池口尚夫『日本少年矯正保護史』昭和48
- ・「学科指導と学校教育法の関係について」全国教護協議会『教護』No.5.1
- ・「教護院児の学籍問題について」前掲誌No.6.8
- ・大室恬「学科指導の伸展を阻むもの」前掲誌No.7.8
- ・近畿教護協議会「教護院に於ける児童の学籍並に就学義務についての調査」前掲誌No.7.8
- ・大室恬「教護院に於ける学科指導伸展に関する一考察」前掲誌No.8.0
- ・留目金治「地方的に解決した教護院生徒の学籍の取扱いについて」前掲誌No.8.5
- ・風間忠雄「教護院に於ける児童生徒の学籍取扱いについての要望」前掲誌No.11.4
- ・小嶋直太郎「教護院に於ける学習指導」前掲誌No.12.5
- ・全国教護協議会編集部「教護院における学習指導論義の歴史的経過とその展望」前掲誌No.14.4
- ・小嶋直太郎「教護院発展のための理論」前掲誌No.15.6
- ・「教護院が当面する問題点の追求」全国教護院協議会『非行問題』No.15.7
- ・森田満「教護院の歴史的推移とその特殊性」前掲誌No.16.8
- ・柴田省三「教護院の未来についての考察」前掲誌No.16.8
- ・菊田幸一「教護活動における法的諸問題——剥奪される本質——」前掲誌No.16.9
- ・武蔵野学院教護問題研究会「教護院の夫婦担当寮舍制度」前掲誌No.16.9
- ・全国教護協議会「全国教護院勤務職員待遇実態調査」昭和47年8月
- ・「教護院における学科指導のあり方について」昭和

- 48年度厚生科学研究（主任研究者 青木延春）
- ・「東京都立教護院の学習指導に関する中間報告」東京都教護院学習指導問題研究会，昭和49年7月
 - ・厚生省社会局，児童家庭局，援護局監修『社会福祉六法』新日本法規，昭和50年版